

〔国際課税実務検討会報告書〕

外国子会社合算税制
(タックス・ヘイブン対策税制)における
課税上の取扱いについて

平成26年 9 月

国際課税実務検討会

公益社団法人 日本租税研究協会

〔国際課税実務検討会報告書〕

外国子会社合算税制
(タックス・ヘイブン対策税制)における
課税上の取扱いについて

平成26年 9 月

国際課税実務検討会

公益社団法人 日本租税研究協会

は し が き

経済取引のグローバル化の進展や、我が国の円高、エネルギー制約等の厳しい国内経済環境にあって、日本企業の海外進出、国外事業の再編、再構築や国際的なM&Aが盛んに行われています。このような状況の中で、日本企業が海外において活発に事業を展開していくにあたり、国際課税上の問題が頻発しております。

このため、特に国際的な組織再編や外国子会社合算税制に関して、日本の課税上の取扱を明確なものとし、実務面から税制度の透明性や予測可能性を高めていくことが喫緊の課題となっております。

日本租税研究協会においては、平成22年度～24年度にかけて、日本企業の国際的な組織再編に係る租税法上の取扱いについて、調査・検討し、報告書を公表し、その後、外国子会社合算税制に関する課税上の取扱いについて、調査・研究及び事例の集積等を図り、日本企業の実務的な取扱いの参考として情報提供するとともに、税制度の透明性を確保や予測可能性の向上に資すること目的に活動してまいりました。

本書は、検討会報告書「外国子会社合算税制（タックス・ヘイブン対策税制）における課税上の取扱いについて」とこれに関する解説の2部構成となっております。この報告書は、平成24年11月に発足した、「国際的組織再編等課税問題検討会」を前身とする「国際課税実務検討会」の設置以降、約2年間にわたり、検討会や税理士法人の先生方を中心とする専門部会での検討・整理、研究者メンバーとの打合せならびに国税庁との協議（H24.11～H26.6計14回）を、踏まえてとりまとめたもので、外国子会社合算税制における、特定外国子会社を判定する際の租税負担割合の算定に関して、特に非課税所得の範囲や連結納税制度適用時の取扱い等を中心に、基本的な考え方およびこれに基づく判断の基準を整理するとともに、主要5カ国を対象に各国別の具体的な事例に係る取扱いを示したものとなっております。多くの読者の方にとって、幅広くご活用いただくとともに、今後、さらに税制度の透明性確保や予測可能性の向上につながっていくことを期待しております。

最後に、検討会を熱心にリードしていただいた座長の小田嶋先生、座長代理の諸星先生、佐々木先生、また最新の調査、研究をご発表・ご議論いただいた各委員、そして本報告のとりまとめにご苦勞をいただいた専門部会委員の先生方に心よりお礼を申し上げます。

平成26年9月吉日

公益社団法人 日本租税研究協会

専務理事 秦 邦昭

(目 次)

I. 国際課税実務検討会報告書（平成26年 6 月25日）

「外国子会社合算税制（タックス・ヘイブン対策税制）における課税上の取扱いについて」…………… 3

公益社団法人日本租税研究協会 国際課税実務検討会

II. 検討会報告書【解説編】（平成26年 6 月25日開催講演会）

「外国子会社合算税制（タックス・ヘイブン対策税制）における課税上の取扱いについて」……………45

〔国際課税実務検討会専門部会〕（委員氏名は50音順）

座 長；税理士	小田嶋 清治
座長代理；税理士	諸 星 健 司
税理士法人プライスウォーターハウスクーパース	
パートナー 税理士	佐々木 浩
委 員；KPMG 税理士法人 パートナー 税理士	石 原 恵
EY 税理士法人 パートナー 税理士	関 谷 浩 一
KPMG 税理士法人 パートナー オーストラリア	
公認会計士	高 嶋 健 一
税理士法人プライスウォーターハウスクーパース	
パートナー 公認会計士・税理士	高 島 淳
EY 税理士法人	
エグゼクティブディレクター 公認会計士	南 波 洋
税理士法人トーマツ パートナー 税理士	西村 美智子
税理士法人トーマツ パートナー 公認会計士・税理士	
	長谷川 芳孝
税理士法人プライスウォーターハウスクーパース	
パートナー 公認会計士・税理士	山 岸 哲 也
税理士法人トーマツ パートナー 税理士	結 城 一 政

I. 国際課税実務検討会報告書

「外国子会社合算税制(タックス・ヘイブン対策税制)
における課税上の取扱いについて」

外国子会社合算税制（タックス・ヘイブン対策税制）
における課税上の取扱いについて

平成26年6月25日

国際課税実務検討会
公益社団法人 日本租税研究協会

*本報告書は、公益社団法人 日本租税研究協会 国際課税実務検討会 専門部会（専門部会の構成は
末尾【別添1】参照）により作成されたものであり、平成26年6月25日 国際課税実務検討会（検討
会の構成は末尾【別添2】参照）において了承されたものである。

（目 次）

	報告書頁
はじめに.....	1
一 基本的考え方	
1. 非課税所得の範囲について.....	1
2. 連結納税制度を適用している場合の租税負担割合の算定方法について.....	6
二 各国の事例に基づく取扱いの検討	
1. 米国	
1-1 米国子会社が米国孫会社株式を現物分配した事例	9
1-2 米国連結納税制度を適用している事例	12
1-3 米国子会社がパススルー課税を選択している 米国 LLC の持分を有する事例.....	15
2. 英国	
2-1 英国グループリリーフを適用している事例	20
3. ドイツ	
3-1 ドイツのオルガンシャフト（Organschaft）を適用している事例	25
4. オランダ	
4-1 オランダ法人が現物分配を行った事例	28
4-2 オランダ法人が現物出資を行った事例	31
5. オーストラリア	
5-1 オーストラリア連結納税制度を適用している事例	34
別添資料	

外国子会社合算税制(タックス・ヘイブン対策税制)の課税上の取扱いについて

はじめに

現行の外国子会社合算税制は、制度導入以来36年が経過しているが、その解釈・適用にあたっては、なお解決すべきいくつかの重要な問題が残っている。その中には、各社に共通する問題として、外国関係会社が特定外国子会社等に該当するかどうかの判定、すなわち、外国関係会社の租税負担割合の算定において「非課税所得」をどう捉えるか、という問題と、外国関係会社が外国の連結納税制度の適用を受けている場合に租税負担割合の算定をどのように行うべきか、という問題がある。

そこで本ペーパーでは、この二点に絞って基本的な考え方を整理することとし、いくつかの外国の事例について検討を加えることとしたものである。

一 基本的考え方

1. 非課税所得の範囲について

(1) 所得の金額の意義

外国関係会社が特定外国子会社等に該当するかどうかを判定する場合の租税負担割合の算定における分母の金額（所得の金額）は、「当該外国関係会社の当該各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、その本店所在地国の（外国法人税に関する）法令の規定により計算した所得の金額に、当該所得の金額に係るその本店所在地国の法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額を加算した金額」とされている（措令39の14②一。要約）。

この場合の「その本店所在地国の法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額」（以下「非課税所得」という。）をどのように捉えるべきかが法令上必ずしも判然としていない。

ここでいう「所得の金額」は、分母の金額が「（当該外国関係会社の当該各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、）その本店所在地国の（外国法人税に関する）法令の規定により計算した所得の金額」をベースにして計算する仕組みとなっているのであるから、加算すべき非課税所得についても、外国関係会社の本店所在地国の法令において、もとも

と「所得」と認識されているものを想定しているのではないか、との見方がある。

しかしながら、この租税負担割合の算定に関する規定の趣旨が本邦法人の租税負担割合に比して外国関係会社の租税負担割合が著しく低いかどうかを判定しようとするものであること、国・地域によっては、我が国で当然に所得と認識されているものがはじめから課税対象とする所得の範囲外としている国・地域もあり得ること、「所得の金額」はそもそも我が国の税法で定めている用語であることから、やはり我が国の税法上の意義に従うのが妥当であると考えられる。

(2) 非課税所得の考え方

上記(1)が妥当な解釈であるとしても、現行法は、どのような基準を用いて非課税所得を捉えるのかについて具体的な指針を示していない。したがって、これを補完する形で、法の趣旨に照らし、妥当な判定基準を見い出すことが必要となる。この点、法令が、本店所在地国の外国法人税が恒久的に課税されないものを想定していることは現行通達からも明らかであると考えられるので、結局のところ、我が国の税法（基本的な課税の仕組み）に照らしてみた場合、本店所在地国における課税上の措置・取扱いが一般に非課税所得と認識されるものかどうか、という視点に立って判断するのが妥当と考えられる。それが法の趣旨にも合致する。

(3) 判定基準

外国子会社合算税制の租税負担割合の算定における、「外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額」に該当するかどうかの判定は、次によるのが妥当と考えられる。

外国関係会社の本店所在地国の外国法人税が当該外国関係会社において恒久的に課税されないものが、課税標準に含まれない所得の金額（非課税所得）に該当する。

ただし、当該外国関係会社において恒久的に課税されないものであっても、他の者においてその外国法人税が（代替的に）課税されることとなっているものは、非課税所得には該当しないものとして取り扱って差し支えないものとする。

(注) この判定基準は、合算課税の対象となる適用対象金額の算定における非課税所得の判定についても、同様である。

その主な理由は、次のとおりである。

- 1) 課税の繰延べ措置は、我が国において、一般に、非課税措置とは認識されていないこと。

外国関係会社の本店所在地国の法令で認められる各種引当金の損金算入額は、それが課税の繰延べ措置である限り、非課税所得には該当しないことになる。

ただし、合理性のない引当金、準備金等で、取崩し要件等からみて実質的に非課税措置として措置されているとみられるものについては非課税所得として取り扱うのが妥当と考えられる。

- 2) 課税の繰延べ措置は、我が国の制度においても、必ずしも、課税を繰り延べられた法人において実現される仕組みとなっていないこと。

(別紙) 参照

- 3) 課税の繰延べ措置の内容や要件は、各国において区々となっているが、我が国と同様の繰延べ措置に限定したり、同じ適用要件を求めると、法の趣旨を超えた著しく不合理な結果を招くこと。

- ・例えば、適格合併の適用要件が違うことを理由に資産の譲渡益を非課税所得として取り扱った場合には、一時的に低税率となり適用除外法人であっても資産性所得の合算が行われる可能性がある。
- ・我が国の法人税法と外国関係会社の本店所在地国の法令に「損益の帰属時期（年度）」について違いがあったとしても、そのことをもって「非課税所得」を認識するのは妥当でない。

- 4) 外国関係会社の本店所在地国の外国法人税の課税が担保されていることを要件とすることで、特に不合理な結果を招くことにはならないと考えられること。

クロスボーダー合併やクロスボーダー連結・欠損金通算等においては、外国関係会社の本店所在地国の課税が担保されない場合もあることから、その場合には、移転資産の譲渡益や欠損金の控除額などが非課税所得として取り扱われることになるものと考えられる。

- 5) 連結納税に類似したグループ内の欠損金の彼我流用は、二重控除が発生しない限り、我が国の連結納税制度と同様の措置と捉え、グループ内の課税の繰延べ措置（期間損益の問題）とみるのが妥当と考えられること。

(4) 具体例

外国において、キャピタルゲインがそもそも課税対象範囲とされていなかったり、産業奨励措置として一定の所得が時限的に免税（あるいは一定の所得控除）とされていたり、海外で得た一定の所得が課税対象とされていないような場合には、これらの所得は非課税所得に該当することになるが、上記の判定基準により、次のような税制上の措置による課税の繰延べ、内部利益の消去又は欠損金の通算による所得の減額は、非課税所得には該当しないことになる。

- 1) 引当金、準備金等に関する税制
- 2) 組織再編税制
- 3) グループ内取引に関する法人税制
- 4) 連結納税制度

(別紙)

課税繰延べの形態	外国関係会社の立場					
引当金、準備金	繰入れ損の計上					
	戻入れ益の計上					
組織再編税制	資産移転法人の株主		移転法人		資産受入法人	
	グループ内・外	国内・国外	グループ内・外	国内・国外	グループ内・外	国内・国外
合併	被合併法人の株主		被合併法人		合併法人	
			移転資産の譲渡損益 (合併法人に簿価引継ぎによって移転)		—	
	被合併法人株式の譲渡損益 合併法人株式の旧株簿価による受入れ		—		合併法人株式の交付	
分割型分割	分割法人の株主		分割法人		分割承継法人	
			移転資産の譲渡損益 (分割承継法人に簿価引継ぎによって移転)		—	
	分割法人株式の譲渡損益 分割承継法人株式の旧株簿価による受入れ		—		分割承継法人株式の交付	
分社型分割			分割法人		分割承継法人	
			移転資産の譲渡損益 (分割承継法人に簿価引継ぎによって移転) 分割承継法人株式の移転資産簿価による受入れ		— 分割承継法人株式の交付	
現物出資			現物出資法人		被現物出資法人	
			移転資産の譲渡損益 (被現物出資法人に簿価引継ぎによって移転) 被現物出資法人株式の移転資産簿価による受入れ		— 被現物出資法人株式の交付	
株式交換	完全子法人		※完全子法人の株主		完全親法人	
			完全子法人株式の譲渡損益 (完全親法人に簿価引継ぎによって移転) 完全親法人株式の旧株簿価による受入れ		— 完全親法人株式の交付	
株式移転	完全子法人		※完全子法人の株主		完全親法人	
			完全子法人株式の譲渡損益 (完全親法人に簿価引継ぎによって移転) 完全親法人株式の旧株簿価による受入れ		— 完全親法人株式の交付	
現物分配			現物分配法人		被現物分配法人	
			現物分配資産の譲渡損益 【被現物分配法人に簿価引継ぎによって移転】		—	
グループ内取引	資産移転法人				資産受入法人	
	グループ内		国内・国外		グループ内	国内・国外
	移転資産の譲渡損益 移転法人で調整勘定によって繰延べ・戻入れ 内部利益消去によって資産受入法人に移転				— 移転資産の時価受入れ 移転資産の受入れ等	

2. 連結納税制度を適用している場合の租税負担割合の算定方法について

(1) 論点

1) 外国関係会社が連結納税制度（親法人のみが納税義務者となり、子法人は納税義務がない仕組み）を採っている場合には、①連結子法人である外国関係会社にあつては、実際に納付すべき法人税がない一方、②連結親法人である外国関係会社にあつては、実際に納付すべき法人税はあるもののそれは連結グループ全体の連結所得に対するものとなる（連結所得が欠損の場合には、納税額もない）。このような場合、各外国関係会社における租税負担割合の算定はどのように行うのが正しいか。

2) 外国子会社合算税制は、個々の外国関係会社（個社）単位で分母・分子を算定する規定となっていて、分母の所得金額は原則的に現地の法令によって計算し、分子の税額は実際の納税額による、とされている。従って、各連結法人の分母は計算できても、分子の実際納税額をどのように捉えるべきか。

（注）英国のグループリリーフ、ドイツのオルガンシャフトなどは、連結納税に類似しているが、個々の法人の納税義務はそのまま他の法人の欠損（損益）を通算する仕組みとなっているので、上記1.の「非課税所得の範囲」の問題として整理している。

(2) 租税負担割合の算定方法として考えられる方法

現行法は、租税負担割合の算定を外国関係会社ごとに行うこととされており、外国関係会社が外国で連結納税制度の適用を受けている場合を念頭においた規定となっていない。従って、この点についても、法の趣旨に照らし、合理的な算定方法を見い出す必要がある。考えられる算定方法は、以下のとおり。

算定方法	所得金額(分母)	非課税所得の加算	外国法人税額(分子)
①連結グループ全体で算定された租税負担割合を各連結法人の租税負担割合とする方法	連結所得金額	全 体	連結法人税額
②各連結法人ごとにその単体所得と実際の負担額で算定する方法	仮定計算した単体所得金額(又は連結所得の個別帰属額)	個 別	実際の負担額
③各連結法人ごとにその単体所得と単体法人税で算定する方法	仮定計算した単体所得金額(又は連結所得の個別帰属額)	個 別	左の仮定計算した単体所得金額に対する単体法人税額

③ 各算定方法についての検討

①の連結グループ全体で算定する方法は、算定方法としては簡便であるものの、現行法の規定に準拠した方法とは言い難いと考えられる。また、仮に連結法人のうちに特別な減免を受けている法人がいたとしても全体の租税負担割合が相当となればその法人は特定外国子会社等に該当しないこととなる一方、全体の租税負担割合が低くなると連結グループ内に相応の負担を行っている法人がいたとしても一律にすべての法人が特定外国子会社等に該当することになってしまう、といった問題も生じる。したがって、この方法は採用し難いと考えられる。

②の仮定計算した単体所得と実際負担額で算定する方法は、外国関係会社ごとに算定する方法であることから現行法に親和的であるが、黒字法人のみで納税額を分担すると、他の赤字法人の欠損金との相殺によって実際の税負担割合が現地の法定税率に比して著しく低い割合となってしまう場合がある。また、非課税所得を有する法人が負担額を多めにするような恣意的な負担をした場合にも不合理な結果が生じる。したがって、この方法も採用し難いと考えられる。

③の仮定した単体所得と単体法人税で算定する方法は、外国関係会社ごとに算定する方法であることから現行法に親和的である。また、分母、分子とも仮定計算となるが、恣意性がなく、現行法で措置されている、外国関係会社が欠損となった場合に主たる事業の収入金額から所得が生じたものと仮定して租税負担割合を判定する特例（措置令39の14②四）や、外国法人税が累進税率の場合に所得の多寡によって最高税率で判定することができる特例（措置令39の14②三）措置とも整合的である。したがって、この算定方法は、合理的な方法であると考えられる。

(4) 結論

外国関係会社が連結納税制度を採っている場合の租税負担割合は、上記③の方法，すなわち，その外国関係会社が単体納税を行ったと仮定した場合の単体所得金額とそれに対する単体法人税額を計算し，これに基づいて租税負担割合を算定するのが妥当と考えられる。

なお，この方法による場合には，連結法人各社別の単体所得金額及び単体法人税額を適切に計算する必要があるが，この方法によった場合には，実務上，かなりの時間と労力を要し，法定申告期限までに判定が間に合わないような事態も十分想定される。

そこで，仮に，各社別に仮定計算したとしても，現行法で定める，いわゆるトリガー税率（20%以下）にならないと見込まれる場合には，企業としては，便宜，現地の法定税率によって（場合によっては上記①又は②の方法を用いて）判断するような対応をするのも現実的ではないかと考えられる。

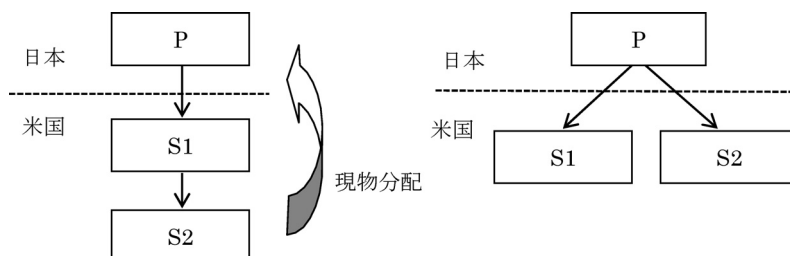
二 各国の事例に基づく取扱いの検討

1. 米国

1-1 米国子会社が米国孫会社株式を現物分配した事例

(1) 事例

- 1) 内国法人 P 社は米国法人 S1 社の発行済株式総数の100%を保有しており，米国法人 S1 社は米国法人 S2 社の発行済株式総数の100%を保有している。
- 2) S1 社はスピントフ（現物による配当）又はスプリットオフ（現物による資本の払戻し）により，その有する S2 株式を内国法人 P 社へ現物分配する。
- 3) 米国連邦法人税上，一定の要件を満たす場合には，現物分配される米国事業会社の株式（本事例では S2 株式）に係る譲渡損益はないものとされる。したがって，本件現物分配について S2 株式の譲渡損益に対する課税は行われない。



(2) 論点

本事例の現物分配において米国で課税されない S2 株式に係る譲渡益は，S1 社の外国子会社合算税制における租税負担割合の算定において非課税所得に該当するか。

(3) 結論

本事例の S2 株式に係る譲渡益は，非課税所得に該当すると考えられる。

(4) 検討

1) 米国連邦法人税上の取扱い

米国連邦法人税上は、一定の要件¹を満たす場合、現物分配される米国事業会社の株式（分配対象法人株式。本事例における S2 株式）に係る譲渡損益はないものとされる（IRC Sec355(a)(1)）。

この場合、P 社が受け入れる S2 株式の税務簿価は以下のとおりとなる。

① スピンオフ（現物による配当）の場合

分配を受ける法人（P 社）における分配法人株式（S1 株式）の分配前の税務簿価に、分配法人株式（S1 株式）の分配前の時価に対する分配対象法人株式（S2 株式）の時価の割合を乗じて計算した金額

(Treas. Reg Sec 1.358-2(a)(2)(iv))

② スプリットオフ（現物による資本の払戻し）の場合

分配を受ける法人（P 社）が手放す分配法人株式（S1 株式）の税務簿価に相当する金額（Treas. Reg Sec 1.358-2(a)(2)(i)）

2) 租税負担割合における非課税所得の該当性

外国子会社合算税制の租税負担割合を算定する場合における分母の金額（所得の金額）は、外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、その本店所在地国の外国法人税に関する法令の規定により計算した所得の金額に、いわゆる非課税所得の加算などの調整をした金額とされている。そして、この非課税所得とは、前述

1 以下の要件

- 分配法人は、分配対象法人の議決権株式の80%以上及びその他株式の総株式数の80%以上を所有していること（IRC Sec355(a)(1)(a)&368(c)）。
- 分配取引は、分配法人及び分配対象法人から株主への実質的な利益分配を目的としたものではないこと（IRC Sec355(a)(1)(b)）。
- 分配法人は、原則として、分配対象法人の株式の全てを株主に交付すること（IRC Sec355(a)(1)(d)(i)）。分配後、分配法人及び分配対象法人は積極的な事業を行っていること（IRC Sec355(a)(1)(c)&Sec355(b)(1)）。
- 分配前5年間、分配法人及び分配対象法人は継続して積極的な事業活動を行っていること（IRC Sec355(a)(1)(c)&Sec355(b)(2)）。
- 分配後、分配法人及び分配対象法人の主要な事業が継続すること（Treas. Reg Sec 1.355-1(b)）。
- 分配後、分配法人の株主は、分配法人及び分配対象法人の株式を継続保有すること（Treas. Reg Sec 1.355-2(c)）。
- 分配を選択せざるを得ない事業上の理由（Business purpose）が存在すること（Treas. Reg Sec 1.355-2(b)(3)）。
- 分配前後2年間（合計4年間）、分配に係る一連の取引において、分配法人及び分配対象法人の株式の50%超の所有が継続されていること（IRC Sec355(e)）。

の「一 基本的考え方」で示されているとおり、外国関係会社において恒久的に課税されないものが該当するのであるが、その外国関係会社において恒久的に課税されないものであっても、他の者においてその外国法人税が（代替的に）課税されることとなっているものは非課税所得には該当しないものと取り扱って差し支えない、と考えられる。

本事例の米国のスピノフ／スプリットオフは帳簿価額での取引ではあるが、クロスボーダーでの現物分配であり、スピノフ／スプリットオフ後、分配対象法人株式の含み益に対して米国の課税権は及ばないこととなる。よって、非課税所得に該当するものと考えられる。

この場合、以下のとおり、将来的に分配対象法人株式の含み益に対して米国で課税されるケースも考えられる。しかしながら、これらは例外的なケースであり、可能性が僅かに残っているからといって、一般的に非課税所得に該当しないとするのは適当ではないと考えられる。

- ① 米国国内法では、外国法人が米国不動産保有法人に該当する米国法人株式を譲渡する場合、米国で課税される。従って、外国法人が現物分配により受けた株式が米国不動産保有法人株式に該当する場合において、将来当該米国不動産保有法人株式を譲渡する場合には、現物分配時に引き継がれた帳簿価額を基に米国において課税が行われることになる。
- ② 外国法人が分配対象法人株式を再び米国法人に現物出資する場合には、米国税務上、現物分配時に引き継がれた分配対象法人株式の帳簿価額をその被現物出資法人である米国法人が引き継ぐことになるため、その後、被現物出資法人である米国法人が分配対象法人株式を譲渡する場合には、米国におけるその譲渡損益課税は、現物分配時に外国法人に引き継がれた帳簿価額を基に行われることになる。

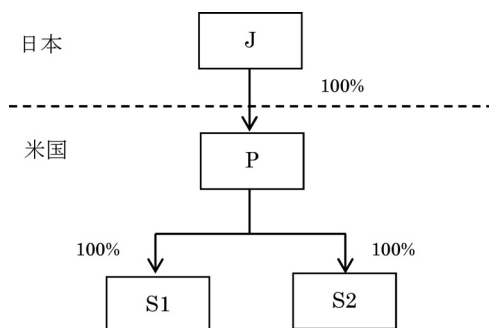
なお、例えば、将来においても引き続き米国不動産保有法人株式に該当することが見込まれる場合など個別の事例によっては米国の課税権が失われたわけではない（従って非課税所得に該当しない）との結論になる場合もあり得る。ただし、このような場合であっても、上記(4)1)に記載したように、内国法人P社がS2株式の税務簿価をステップアップしているときは、そのステップアップした部分については、租税負担割合の算定において非課税所得として分母の所得の金額に加算すべきと考えられる。

1. 米国

1-2 米国連結納税制度を適用している事例

(1) 事例

内国法人 J 社は、米国法人 P 社の発行済株式の100%を保有しており、P 社は米国法人 S1 社及び S2 社のそれぞれの発行済株式総数の100%を保有している。P 社、S1 社及び S2 社は米国連邦法人税の申告において連結納税制度²を適用している。通常の連邦法人税率、連結納税時の連邦法人税率共に、35%である。



今期における、各社の所得発生状況は、以下のとおりである。所得は全て通常の事業所得である。各社に、外国子会社合算税制上の租税負担割合を算定するにあたって考慮すべき非課税所得はない。

P 社： 200

S1 社： 160

S2 社： ▲300

合 計： 60

連結所得の合計は60であり、P 社は連結親法人として21（連結所得60×連邦法人税率35%）を連邦法人税として納税した（以下、州税の負担は無いものとして検討を進める）。

² 米国連邦連結納税制度においては、親法人がまとめて納税するが、各メンバーもグループ全体の納税債務に対し連帯責任を負っている。

(2) 論点

米国において連結納税制度を適用している P 社、S1 社及び S2 社について、外国子会社合算税制における租税負担割合は、どのように算定するか。

(3) 結論

各連結法人ごとに、米国連邦法人税上の単体納税を行ったと仮定した場合の単体所得とそれに対する単体法人税を計算し、これを基に租税負担割合を算定するのが妥当であると考えられる。よって、P 社、S1 社及び S2 社の租税負担割合は、全て 35% となり、いずれの会社も J 社の特定外国子会社等には該当しないことになる。

(4) 検討

我が国の外国子会社合算税制における租税負担割合の算定は外国関係会社ごとに行うこととされており、外国関係会社が外国で連結納税制度の適用を受けている場合を念頭に置いた規定となっていないことから、法の趣旨に照らし、合理的な算定方法を見出す必要がある。

外国子会社合算税制は、個々の外国関係会社（個社）単位で分母・分子を算定する規定となっていて、分母の所得金額は原則的に現地の法令によって計算し、分子の税額は実際の納税額による、とされている。従って、各連結法人の分母は計算できても、分子の実際納税額をどのように捉えるべきか、という論点がある。

連結納税の場合、ある会社の所得と他の会社の欠損（損失）が通算されて連結所得及び連結納税額が計算される。また、一般的には、連結納税額の納付は連結親法人のみが代表して行い、連結子法人が納税することはない。よって、所得を有する親法人が欠損を有する子法人と連結納税をした場合には、親法人単体の実際の租税負担割合は法定税率を下回る。また、黒字の連結子法人については、実際に納税する税額は生じない、ということになる。

上記のケースにおいては、親法人 P 社の実際の連結納税額は 21 であるが、P 社個社の所得は 200 である。これらの数値に基づいて単純に計算される租税負担割合は 10.5% ($21 / 200$) となり、P 社は特定外国子会社等に該当するのではないかと、ということになってしまう。また、子会社 S1 社も、個社の所得が 160 であるにもかかわらず S1 社としては納税をしていないので、同様の議論が生じる。

通常の法人税率（及び連結納税法人税率）が 35% の国に存在する法人が、その国の連結納税制度に基づく納税を行っているという状況下において、特定外国子会社等に該当してしまうのは、外国子会社合算税制の立法趣旨³に鑑みて、合理的な取扱いとは考えられない。

そこで、前述の「一 基本的考え方」でも示されているように、連結納税を適用している法人については、各連結法人ごとに、単体納税をしたと仮定した場合の単体所得金額とそれに対する単体法人税額を計算し、これによって各社の租税負担割合を算定する方法が合理的であると考えられる。なお、この場合の単体法人税の額は、単体所得に適用される法人税率を乗じて算定することになる。

なお、この方法によると、連結納税上の実際納税額は連結納税グループ各社の租税負担割合の算定において考慮されないことになるが、我が国の法令上も、欠損の場合には主たる事業の収入金額から所得が生じたものと仮定して租税負担割合を判定する特例や、累進税率の場合には最高税率をもって租税負担額を判定する特例が設けられていることからすると、連結納税制度のような場合には、合理的な事情が存在し、かつ、課税上の弊害が生じないことから、仮定計算による方法が整合的であると考えられる。また、連結納税制度の実際の納税額を何らかの方法により各法人に配分してその配分額を各法人の租税負担額とする考え方もあるが、グループ内に赤字法人と黒字法人が混在している場合などでは合理的な配分が困難となるので、このような方法は採用し難いものと考えられる。

本事例において、上記の方法に基づいて租税負担割合を算定すると、P社の租税負担割合は35%（単体所得200と、それに対応する租税の額70（ $=200 \times 35\%$ ）で計算する）となる。S1社の租税負担割合は35%（単体所得160と、それに対応する租税の額56（ $=160 \times 35\%$ ）で計算する）となる。S2社の単体所得は欠損（▲300）であるので、主たる事業の収入から所得が生じたものと仮定した場合の連邦法人税率35%が租税負担割合となる。

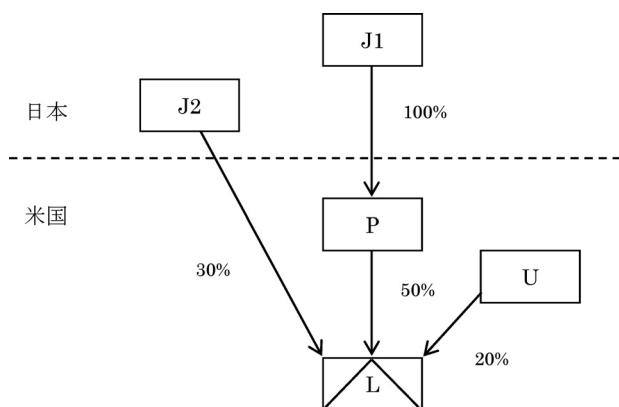
3 経済的な合理性がないにもかかわらず、低税率（あるいは無税率）の外国子会社に所得を留保することによる租税回避行為を防止すること、等があげられる。

1. 米国

1-3 米国子会社がパス・スルー課税を選択している米国LLCの持分を有する事例

(1) 事例

内国法人 J1 社は米国法人 P 社の発行済株式総数の100%を保有している。P 社は米国 LLC (Limited Liability Company)⁴ (L 社) の50%持分を保有している。また、内国法人 J2 社は L 社の30%持分を直接保有している。なお、残りの20%持分は第三者である米国法人 (U 社) が保有している。P 社も L 社も米国内で事業を行っている。米国連邦法人税法上、L 社は構成員課税 (パス・スルー課税) を選択している。よって、L 社の稼得した所得のうち、P 社に配分される部分 (50%部分) の金額について、P 社は連邦法人税を納税しなければならない。J2 社は、L 社から配分される部分 (30%部分) の金額について、連邦法人税を納税しなければならない。連邦法人税率は35%である。なお、P 社、L 社共に、外国子会社合算税制上の租税負担割合を算定するに当たって考慮すべき非課税所得はない。



今期における、各社の課税所得・損益発生状況は、以下のとおりである。所得は全て通常の事業所得である。

4 米国においては、いわゆるチェック・ザ・ボックス・ルールに基づき、LLC 自体が法人課税を受けるか (法人課税)、あるいは、LLC の各構成員 (持分を保有する者) が LLC から配分された所得について各々の所得として課税を受けるか (構成員課税)、を選択することが認められている。

P社：150（P社単体の所得100＋L社から配分された所得50（ $100 \times 50\%$ ））

L社：0（L社の稼得所得は100であるが、構成員課税を選択しているため、構成員の持分比率に従い、P社に50（ $100 \times 50\%$ ）、J2社に30（ $100 \times 30\%$ ）、U社に20（ $100 \times 20\%$ ）の所得を配分）

P社の米国課税所得は150であり、連邦法人税として52.5（所得 $150 \times 35\%$ ）を納税した（以下、州税の負担はないものとして検討を進める）。J2社は、L社から配分された所得30に対して、連邦法人税10.5（所得 $30 \times 35\%$ ）を納税した。L社については、構成員課税を選択しているため、納税する連邦法人税は発生していない。なお、L社（米国LLC）は、日本の租税上「外国法人」として取り扱われる⁵。

② 論点

米国において構成員課税を適用しているL社とその構成員であるP社について、外国子会社合算税制の租税負担割合は、どのように算定するか。

③ 結論

（J1社の外国関係会社としてのL社の租税負担割合）

P社に配分される所得と、その所得についてL社が単体で法人課税を受けたと仮定した場合に計算される租税の額に基づいて算定するのが適当であると考えられる。この場合、所得の金額は50、租税の額は17.5（ $50 \times \text{連邦法人税率} 35\%$ ）となるため、租税負担割合は35%（ $17.5 / 50$ ）となる。よって、L社はJ1社の特定外国子会社等に該当しないことになる。

（J1社の外国関係会社としてのP社の租税負担割合）

P社の所得のうちL社の構成員として配分を受けた金額を除いた所得（P社が単独で稼得した所得）100と、その所得について法人税が課せられたと仮定した場合に計算される租税の額に基づいて算定するのが適当であると考えられる。この場合、所得の金額は100、租税の額は35（ $100 \times \text{連邦法人税率} 35\%$ ）となるため、租税負担割合は35%（ $35 / 100$ ）となる。よって、P社はJ1社の特定外国子会社等に該当しないことになる。

5 国税庁ホームページ「米国LLCに係る税務上の取扱い」参照。

(J2社の外国関係会社としてのL社の租税負担割合)

J2社に配分される所得と、その所得についてJ2社が実際に納付することとなる租税の額に基づいて算定するのが適当であると考えられる。この場合、所得の金額は30、租税の額は10.5となるので、租税負担割合は35% ($10.5/30$) となる。よって、L社はJ2社の特定外国子会社等に該当しないことになる。

(4) 検討

我が国の法令上、外国子会社合算税制上の租税負担割合は、法人別に個社単位で算定することになっている。

日本の租税法上、LLCを「法人」として取り扱うのであれば、LLC自体に租税が課されていない（租税を負担していない）ことをもって、LLCは租税負担割合がゼロ（20%以下）である特定外国子会社等に該当するのではないか、という議論もないわけではない。しかしながら、通常は、LLCの各構成員が負担する租税はLLCから各構成員に配分された所得に米国連邦法人税率（35%）を乗じて算出されるのであるから、一般的には、LLCの稼得した所得全体に対しては20%超の税率で租税が課されていると考えるのが妥当である。LLC自体が納税義務を負っていないという一点をもって、LLCを特定外国子会社等として一律に取り扱うのは、外国子会社合算税制の立法趣旨⁶から考えても無理がある。LLC以外の法人（構成員）がLLCの稼得した所得に対する租税を負担・納付することになっていたとしても、そのようにして納付された租税の額をLLCが負担した租税として擬制してLLCの租税負担割合を算定することは可能であると考えられる。

1) J1社の外国関係会社としてのL社及びP社の租税負担割合

P社もL社も米国の事業体である。課税上の取扱いとしては、あたかも、P社がL社を部分的に米国内で連結納税している（L社からの配分所得50をP社米国法人税申告上の所得の一部として取り込んでいる）かのような課税状況は、「米国内で実施された部分的な連結納税」と擬制することが可能であろう。よって、前述の米国連結納税制度における租税負担割合の算定方法と同様に、租税負担割合の算定について、各社が稼得した単体所得を所得の金額（分母）とし、各社がその単体所得について米国法人税法上単体として法人税申告をしたと仮定したときに計算される法人税額を租税の額（分子）として算定する方法が合理的であると考えられる。

6 経済的な合理性がないにもかかわらず、低税率（あるいは無税率）の海外子会社に所得を留保することによる租税回避行為を防止すること、等があげられる。

L社の租税負担割合を算定する場合の単体の所得の金額（分母）としては、L社の全体所得100とP社に配分される所得50のいずれを用いるのか、という論点がある。この点、部分的な連結納税が行われているという擬制を行っているので、他の構成員に配分された所得（連結されなかった所得）までも含めてL社の租税負担割合を算定することは妥当であるとは考えられない。よって、P社に配分される所得50を用いることとする。

P社の租税負担割合を算定する場合の単体の所得の金額（分母）としては、100を用いることに問題はない。前述した米国連結納税制度における租税負担割合の算定においても、他の法人で生じた所得までを含めることまでは行っていない。

L社及びP社の各々の租税の額（分子）の計算は、P社が実際に支払った連邦法人税額52.5（L社から配分された所得にかかる納税額も含む）を、何らかの方法によりP社租税負担額とL社租税負担額に分割する方法も考えられる。しかしながら、L社、P社のいずれかに欠損金等が生じているようなケースについては、実際の支払税額の分割が困難になるといった場合もある。よって、P社の実際の支払税額に基づくのではなく、連結納税の場合と同様に、各々の所得に対して連邦法人税率を乗ずることによって租税の額を計算することが合理的である⁷。

2) J2社の外国関係会社としてのL社の租税負担割合

L社の構成員たるJ2社は内国法人であるので、このケースにおいては、米国内（同一国内）で部分的な連結納税がなされていると擬制することはできない。よって、1)で採用した「米国内の部分的な連結納税」を擬制するような租税負担割合の算定方法を単純に適用することはできない。

例えば、所得に連邦法人税率を乗じて法人税額（租税負担割合を算定する上での分子）を算定する方法を採用することについては、米国以外の構成員（J2社）がL社から配分された所得に関して米国内法人税の課税を免れているような場合にも、計算上は租税負担額があることになってしまうという問題が生じる（注7参照）。よって、

7 LLCの構成員がLLCからの分配所得に関して米国内法人税の課税を免れているような場合には、LLC所得に単純に連邦法人税率を乗じてLLCの租税負担額を算定する方法では問題が発生する。例えば、構成員が米国外の法人でありLLCから分配される所得が米国実質関連所得ではない場合には当該構成員に米国における課税が生じないケースが考えられるが、このような状況でも仮定計算を行うとLLCには計算上の租税負担額が発生する。米国の連邦法人税率は35%であるので、通常計算される租税負担割合は20%を超えるであろう。結果として、この所得に対して他のどの地域においても課税が行われないような場合であっても、当該LLCに対して外国子会社合算税制の適用が困難になる。しかしながら、本設例においてはP社が米国内法人であり、L社から分配される所得について米国の課税を免れることはないため、このような問題は生じない。

租税負担額は、L社構成員が実際に負担した米国法人税額を用いる方法が合理的であると考えられる。この場合、J2社以外の他の構成員の米国法人税負担額の情報を入手することは事実上不可能であることを勘案すると、ここで用いる実際の租税負担額はJ2社が米国で納税した連邦法人税額を用いることが現実的である。なお、この場合には、対応する所得の金額（分母）についてもJ2社に配分された所得のみを用いることになる。

このようにL社の稼得した所得のうち、J2社に配分された所得（分母）と、J2社が実際に負担した米国法人税額（分子）に基づいてL社の租税負担割合を算定する方法が合理的であり、かつ、現実的な対応であると考えられる⁸。

8 J2社は内国法人であるので、通常はL社から分配される所得以外の米国課税所得（あるいは欠損）を稼得することはないと思われる。よって、L社からの分配所得と合算されるような米国源泉の所得（あるいは欠損）が生じることによりL社からJ2社への分配所得（分母）とJ2社の実際の米国法人税負担額（分子）の対応関係が損なわれるようなケースが生じるとは稀であろう。

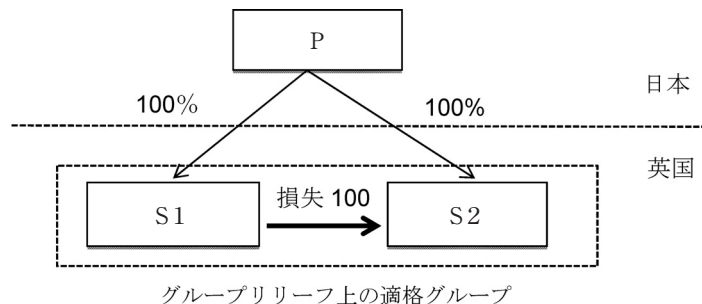
2. 英国

2-1 英国グループリリーフを適用している事例

(1) 事例

内国法人P社は、英国法人S1社とS2社の発行済株式総数の100%を保有している。英国税制上のグループリリーフ制度（以下「グループリリーフ」という。）を適用し、英国法人S1社で生じた損失をS2社に移転し、S2社で生じた所得と相殺することとした。

ここで、グループリリーフとは、一定の要件を満たす適格グループ法人間（75%以上の資本関係のあるグループ）において、損失を計上している法人から所得を計上している法人に対して、当年度における損失の移転を認める制度となっており、英国グループ内における課税所得及び損失を通算するいわゆる連結納税制度に類似した制度とされている。



<前提>

S1 社個別損失 ▲100
S2 社個別所得 200

<S2 社課税所得・税額計算>

S2 社個別所得 200
S1 社からの移転損失 ▲100
（グループリリーフによる）
S2 社課税所得 100
英国税額（21%） 21

(2) 論点

グループリリーフによってS2社がS1社から移転を受けて所得から控除した損失は、S2社の外国子会社合算税制における租税負担割合の算定において非課税所得に該当するか。

(3) 結論

グループリリーフによってS2社がS1社から移転を受けて所得から控除した損失は、S2社の外国子会社合算税制における租税負担割合の算定において非課税所得に該当しないものと取り扱うことが適当であると考えられる。

これにより、S2社の外国子会社合算税制上における租税負担割合は、グループリリーフにより移転を受けた損失を控除した後の課税所得（Profits chargeable to corporation tax）を分母とし、また、当該控除後の課税所得に対して実際に課された英国外国法人税（英国以外の国又は地域で課された外国法人税があればそれを合算した金額）を分子として計算する。この結果、本設例におけるS2社の租税負担割合は21%（ $=21/100$ ）となり、S2社は特定外国子会社に該当しないことになる。

他方、グループリリーフにより損失を移転したS1社における外国子会社合算税制の租税負担割合は、当該事業年度に係るS1社の損失からグループリリーフにより移転した損失を控除した後の課税所得（損失）が分母となることから、他に分母に合算すべき金額がなければ、分母の所得金額はゼロとなり、その結果、英国の法定税率（現行21%）となるので、S1社は特定外国子会社に該当しないことになる。

(4) 検討

1) グループリリーフにより損失の移転を受けたS2社の租税負担割合

①分母の所得の金額

外国子会社合算税制の租税負担割合を算定する場合における分母の金額（所得の金額）は、外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、その本店所在地国の外国法人税に関する法令の規定により計算した所得の金額に、いわゆる非課税所得の加算などの調整をした金額とされている。

グループリリーフを適用した場合のS2社の英国法人税申告書においては、S2社の課税所得の計算上、S1社から移転を受けた損失を控除した上で課税所得（Profits chargeable to corporation tax）を算定することとされている。したがって、「各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、その本店所在国の外国法人税に関する法令の規定により計算した所得の金額」は、グループリリーフ控除後の課税所得の金額となると考えられる。本事例では100が分母の所得の金額となる。

次に、非課税所得があればこれを加算することになるが、グループリリーフによりS2社がS1社から移転を受けた損失が非課税所得に該当するか否かが問題となる。

この非課税所得とは、前述の「一 基本的考え方」で示されているとおり、外国関係会社において恒久的に課税されないものが該当するのであるが、その外国関係会社において恒久的に課税されないものであっても、他の者においてその外国法人税が（代替的に）課税されることとなっているものは非課税所得には該当しないものと取り扱って差し支えない、と考えられる。

S2社はグループリリーフによりS1社の損失の移転を受けると、その損失を控

除することによって英国における S2 社の法人税は減少することにはなるが、その損失の移転をした S1 社においては、将来課税所得が生じた場合であっても、S2 社に移転した損失を自社の損失として控除することはできない。これにより結果として S2 社で減少した法人税は S1 において将来支払うことになる。つまり、グループリリーフによる損失の移転は、損失控除の時期を早めるのみであり、S1 社及び S2 社の両社でみた場合、当該移転された損失に相当する課税は将来生じ得ることになる。

また、グループリリーフによって移転された損失は、英国グループ内において生じた経済的損失であって、政策的観点から経済的損失がないにも関わらず損金として認められるようなものではないことから、租税特別措置法関係通達66の6-5において例示されるようなもの⁹にも該当しない。

以上から、グループリリーフにより移転を受けた損失は、非課税所得に該当しないものと取り扱うことが適当であると考えられる。

なお、外国子会社合算税制は軽課税国へ所得を移転することにより不当に我が国の法人税を回避することを防止するべく導入された制度であるところ、グループリリーフは我が国における連結納税制度に類似した制度であることから、我が国の法人税上、租税負担割合の判定においてグループリリーフの適用を積極的に非課税所得として認定して外国子会社合算税制を適用することは制度趣旨にも合致しないものと考えられる。

②分子の租税の額

一方、租税負担割合を算定する場合における分子の金額（租税の額）は、原則として、S2 社がその本店所在地国又は本店所在地国以外の国若しくは地域において課された外国法人税の額をいうことから、実際に英国で支払った英国法人税の額（本事例では21）を分子とすることで疑義はないと考えられる。

2) グループリリーフにより損失を移転した S1 社の租税負担割合

①分母の所得の金額

租税負担割合を算定する場合における分母の金額がゼロ又はマイナスになるとき

9 以下のものが例示されている。

- ① 外国関係会社の本店所在地国へ送金されない限り課税標準に含まれないこととされる国外源泉所得
- ② 租税特別措置法第65条の2の規定（収用換地等の場合の所得の特別控除）に類する制度により決算に基づく所得の金額から控除される特定の取引に係る特別控除額

は、特定外国子会社に所得があれば適用されるであろう外国法人税に係る税率（通常、特定外国子会社が所在する国における法定税率）をもって租税負担割合とすることとされている。

本事例の場合、グループリリーフによって損失の移転をしたS1社は、その損失が生じた事業年度に係るS1社の英国法人税申告書において、S1社の当該事業年度の課税所得として損失を▲100として認識したうえで、グループリリーフの適用に基づき、同事業年度において当該損失▲100を即時にS2社に移転することとなる。ここで、S1社の租税負担割合を考えるに当たって、その分母の金額のうちの非課税所得を加算する前の金額である、「各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、その本店所在国の外国法人税に関する法令の規定により計算した所得の金額」とは、グループリリーフ適用前の当該事業年度の課税所得（損失）として算定された▲100を意味するのか、または、グループリリーフ適用後の損失が移転された後に残る課税所得（損失）（ここではゼロ）を意味するのか議論が生ずるところでもある。この点、S1社が損失▲100を認識した事業年度に係るS2社の英国法人税申告書においてグループリリーフにより移転された損失は損金算入されることから、経済的実態の観点からグループリリーフ適用後の損失が移転された後に残る課税所得（損失）（ここではゼロ）と考えるのが合理的であると考えられる。また、S1社の英国法人税申告書においても当該事業年度に生じた損失▲100を認識する一方で、グループリリーフ適用のための別表において当該損失▲100を将来年度における利用することを放棄する旨を宣言することとなることから、S1社の当該事業年度に係る英国法人税申告書で課税所得（損失）ゼロとしての申告をしていると解することもできる。そしてこのような整理は、外国子会社合算税制における租税負担割合が特定外国子会社の単体ベースの課税所得（損失）を基礎に判定するという整理とも整合的なものであると考えられる。

このように解することによって、他に分母の金額に合算すべき非課税所得がなければ、分母の金額はゼロとなり、その結果、当該事業年度におけるS1社の租税負担割合は、英国の法定税率（現行21%）となる。

他方、S1社に分母に加算すべき非課税所得（例えば、非課税のキャピタルゲイン）があるような場合には注意を要する。仮に、少しでも非課税所得がある場合には、当該非課税所得が租税負担割合の算定において分母に加算される結果、分母の所得の金額はプラスとなる。S1社の当該事業年度の英国法人税法上課税されるべき課税所得はマイナス（又はゼロ）であり、英国法人税は生じないことから、英国以外の地域で課された外国法人税の額が存在しない限り、租税負担割合はゼロ%ということになる。その結果、他に損益がないことを前提とすれば、当該非課税所得

の全額が適用対象金額となり合算課税されることになる。

②分子の租税の額

租税負担割合を算定する場合における分子の金額（租税の額）は、S1社がその本店所在地国又は本店所在地国以外の国若しくは地域において課された外国法人税の額をいう。ただし、分母の所得の金額がゼロ又はマイナスになる場合には英国の法定税率で判定されることとなるため、分子の租税の額は問題とならない。

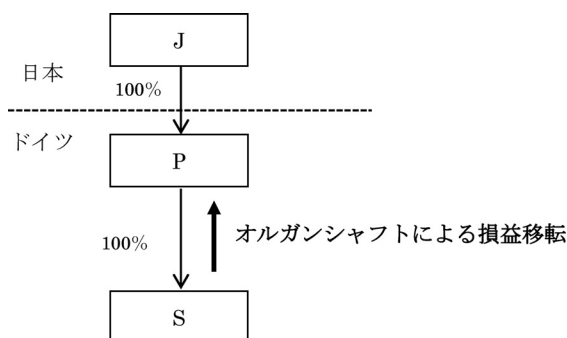
ただし、S1社に少しでも非課税所得（例えば、非課税のキャピタルゲイン）がある場合には、英国以外の地域で課された外国法人税の額が存在しない限り、租税負担割合はゼロ%ということになることに留意する。

3. ドイツ

3-1 ドイツのオルガンシャフト（Organschaft）を適用している事例

(1) 事例

内国法人 J 社は、ドイツ法人 P 社の発行済株式総数の100%を保有しており、P 社はドイツ法人 S 社の発行済株式総数の100%を保有している。P 社と S 社は「損益移転契約」を締結し、ドイツのオルガンシャフトの適用を受けている。



(参考) オルガンシャフトの概要

① 概要

- ・ドイツにはオルガンシャフトという連結納税制度に類似した制度がある。オルガンシャフトは、一定の要件を満たす場合には、オルガンシャフトに属する親子会社は1つの課税単位として取り扱われ、原則として親会社が納税義務を負うというものである。
 なお、納税が生じるか否かにかかわらず、子会社は申告書を提出する必要がある。
- ・オルガンシャフトでは、「損益移転契約」に基づき、子会社の損益は全て親会社に移転される。その結果、子会社の決算においては、原則として損益が常にゼロとなる。
- ・親会社側では、自らの損益に子会社の損益を合算するので、赤字と黒字が混在する。親会社に過去の欠損金がある場合には、相殺効果が生じる。子会社において、オルガンシャフト開始以前に発生した欠損金は、税務上相殺できない。
- ・オルガンシャフトは、法人税及び営業収益税について適用可能である。

②オルガンシャフト適用の要件

（親会社）

- ・経営の中枢がドイツにあり，事業を営んでいること。
- ・ドイツ国内の事業法人のほか，パートナーシップ，外国法人の恒久的施設（ドイツの商業登記簿に登録されていること）も親会社となることができる。

（子会社）

- ・法人のみが子会社となることができる。（パートナーシップは子会社となれない。）

（最低株式保有割合要件）

- ・親会社は，子会社の議決権の50%超を直接又は間接に保有していること。

（損益移転契約）

- ・親会社と子会社は，子会社の営業の結果（利益・損失）が，無条件に親会社に帰属する旨の契約書（損益移転契約）を締結しなければならない。損益移転契約は最低5年間有効に締結され，実際に履行されなければならない。
- ・損益移転契約は，親会社及び子会社それぞれの株主総会（社員総会）にて最低4分の3の多数で同意され，更に商業登記されることにより効力が生じる。

③その他の特徴

- ・オルガンシャフトへの加入は任意であり，「最低株式保有割合要件」を満たす子会社であっても，必ずしもオルガンシャフトへ加入する必要はない。
- ・オルガンシャフト制度のもとでは，オルガンシャフトに加入している法人間の内部取引の消去は行わない。
- ・親子会社間での損益の移転は，現金で精算，又は未収金・未払金勘定で処理される。

（注）子会社に少数株主が存在する場合の取扱いについては省略している。

② 論点

ドイツのオルガンシャフトによってS社からP社に移転した損益は，外国子会社合算税制における租税負担割合の算定において，どのように取り扱われることになるのか。

③ 結論

ドイツのオルガンシャフトによってS社から移転した損益はPの損益として，それぞれS社及びP社の租税負担割合を算定するのが適当であると考えられる。

(4) 検討

ドイツにおいてオルガンシャフトを適用している場合に、子会社から親会社に移転する利益の金額を子会社の非課税所得としたり、親会社が子会社からの移転を受けた損失を親会社の非課税所得として、租税負担割合を算定すべきではないかという疑問が生じる。

この点、オルガンシャフトは、会社法上有効な契約に基づいて、子会社から親会社に対して損益が移転するものであることから、損益移転後の結果をもって、子会社及び親会社それぞれの（決算上の）損益と考えるのが適当と考えられる。したがって、外国子会社合算税制の租税負担割合を算定する場合の分母の金額において、S社がP社へ移転した利益の金額をS社において非課税所得とする必要はなく、また、P社においてもS社から移転を受けた損失を非課税所得とする必要もないと考えられる。

S社は、オルガンシャフトによってその損益の全てがP社に移転するため、税務上の非課税所得についてもP社に移転していると考えるのが合理的である。そうすると、S社の所得は常にゼロとなるので、S社の租税負担割合は、その主たる事業に係る収入金額から所得が生じたものとした場合に適用されるドイツの法人税率により判定することとなる。

他方、親会社であるP社は、上記のS社の取扱いと対称的に、オルガンシャフトによって移転を受けたS社の損益を所得の金額に反映するとともに、移転を受けた損益に係る非課税所得があれば、これを租税負担割合の分母の金額に加算することになる。

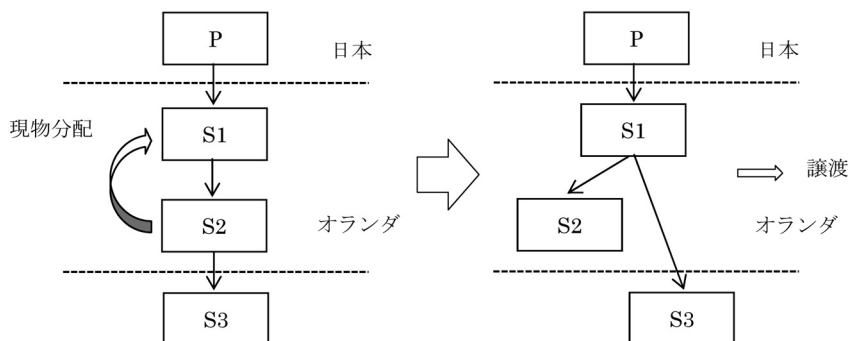
4. オランダ

4-1 オランダ法人が現物分配を行った事例

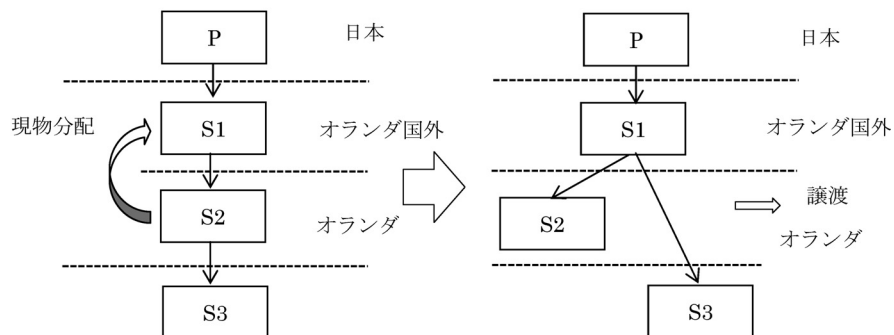
(1) 事例

- 1) 内国法人 P 社が発行済株式総数の100%を保有する S1 社（ケース 1 ではオランダ国内法人，ケース 2 ではオランダ国外法人）が，その発行済株式総数の100%を保有するオランダ国内法人 S2 社から，その発行済株式総数の100%を保有する S3 社株式を現物分配資産とする現物分配を受けた。S3 社は現物分配時点において含み益がある。
- 2) オランダ税法上，現物分配について，S2 社は S3 社株式を時価譲渡することとされるが，一定の要件を満たす場合，S3 社株式の譲渡益については課税されない。

<ケース 1>



<ケース 2>



(2) 論点

S1社がオランダ国内法人である場合（現物分配法人及び被現物分配法人が共にオランダ国内法人である場合：ケース1）と、S1社がオランダ国外法人である場合（現物分配法人がオランダ国内法人、被現物分配法人がオランダ国外法人である場合：ケース2）のそれぞれにおいて、オランダで課税されないS3社株式の譲渡益は、S2社の外国子会社合算税制における租税負担割合の算定において非課税所得に該当するか。

(3) 結論

ケース1及びケース2のいずれにおいても、S3社株式の譲渡益は、非課税所得に該当すると考えられる。

(4) 検討

1) 租税負担割合における非課税所得の考え方

外国子会社合算税制の租税負担割合を算定する場合に、分母の金額（所得の金額）に加算すべき非課税所得とは、前述の「一 基本的考え方」で示されているとおり、外国関係会社において恒久的に課税されないものが該当するのであるが、その外国関係会社において恒久的に課税されないものであっても、他の者においてその外国法人税が（代替的に）課税されることとなっているものは非課税所得には該当しないものと取り扱って差し支えない、と考えられる。

2) 本事例におけるオランダでの課税関係と非課税所得の該当性

<ケース1>

S2社がS3社株式を現物分配資産としてS1社に現物分配する場合において、オランダ税法上、時価譲渡が行われるものの、S3社株式の譲渡益に対する課税は行われない。また、S1社はS3社株式を時価で受け入れる¹⁰。この結果、将来S1社がS3社株式を外部の第三者に譲渡したときにおいても、S3社株式の譲渡益相当額について、オランダでは課税が行われないこととなる。

このようなことからすると、本件現物分配に係るS3社株式の譲渡益は、現物分配をしたS2社及びS1社などの他の者においても課税されないことになることから、

10 このような資本構成の場合、S1社及びS2社は連結納税を採用していることが多い。仮に、連結納税を採用している場合、連結グループでは資産（S3社株式）の移動はないものとされる。

非課税所得に該当すると考えられる。

< ケース 2 >

S2社がS3社株式を現物分配資産としてS1社に現物分配する場合において、オランダ税法上、時価譲渡が行われるものの、S3社株式の譲渡益に対する課税は行われない。この結果、S3社株式の譲渡益相当額は国境を越え、オランダの課税権が及ばないことになる。

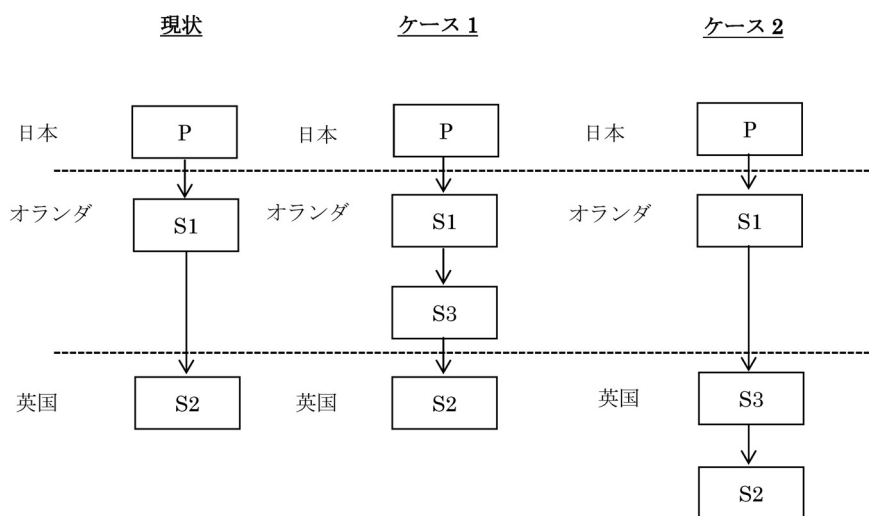
このようなことからすると、本件現物分配に係るS3社株式の譲渡益は、現物分配をしたS2社及びS1社などの他の者においても課税されないのであるから、非課税所得に該当すると考えられる。

4. オランダ

4-2 オランダ法人が現物出資を行った事例

(1) 事例

- 1) 内国法人 P 社が発行済株式総数の100%を保有するオランダ法人 S1 社が、その発行済株式総数の100%を保有する英国法人 S2 社の株式（現物出資時点において含み益（以下「S2 株式含み益」という。）がある。）を出資財産として現物出資を行い、100%子会社 S3 社を設立した。
- 2) オランダ税制では、一定の要件を満たす場合、share for share merger 規定を適用することが認められている。この制度は、株式の現物出資時点では課税を行わず、いわゆる簿価引継ぎにより課税繰延べを認めるものとなっている。S1 社は、当該規定の適用を受け、現物出資時点の S2 社株式の含み益相当額について現物出資時点で課税を行わず、現物出資により取得した S3 株式の帳簿価額に S2 株式の帳簿価額を付している。これにより、いわゆる簿価引継による課税繰延が行われ、S1 が取得した S3 株式簿価には S1 が現物出資した S2 株式簿価が引き継がれている。



(2) 論点

S3 社がオランダ国内法人である場合（ケース 1）と、S3 社が英国法人である場合（ケース 2）のそれぞれにおいて、オランダで課税されない S2 株式含み益は、S1 社の外国子会社合算税制における租税負担割合の算定において非課税所得に該当するか。

(3) 結論

ケース1及びケース2のいずれにおいても、S2株式含み益は、非課税所得に該当しないと考えられる。

(4) 検討

1) 租税負担割合における非課税所得の考え方

外国子会社合算税制の租税負担割合を算定する場合に、分母の金額（所得の金額）に加算すべき非課税所得とは、前述の「一 基本的考え方」で示されているとおり、外国関係会社において恒久的に課税されないものが該当するのであるが、その外国関係会社において恒久的に課税されないものであっても、他の者においてその外国法人税が（代替的に）課税されることとなっているものは非課税所得には該当しないものと取り扱って差し支えない、と考えられる。

2) 本事例におけるオランダでの課税関係と非課税所得の該当性（両ケース共通）

オランダ法人がEU居住法人（現物出資対象法人）の株式を他のEU居住法人（被現物出資法人）に対して現物出資する場合において、次の“share for share merger”の要件を満たす場合、いわゆる簿価引継の適用を受けることが認められている。

- ①被現物出資法人が現物出資対象法人の議決権の50%超を取得すること
- ②現物出資対価のうち、被現物出資法人株式以外のものの額が10%以下であること
- ③当該現物出資の主たる目的（又は主たる目的の一つが）税の回避又は遁脱でないこと

このような場合、S2株式含み益について、オランダ税法は課税を繰り延べているに過ぎない。

例えば、将来S1社がS3社株式を外部の第三者に譲渡したときにおいて、S3株式の譲渡による所得について原則としてオランダでは課税が行われることとなる。

そうすると、本件現物出資によるS2株式含み益は、上記1)で示された非課税所得に該当しないと考えられる。

なお、オランダにはいわゆる資本参加免税制度があることから、S3株式を将来外部の第三者に譲渡した場合についても、その譲渡にかかる所得はオランダで課税されないのだから、実質的に恒久的に課税されないこととなるのではないかという疑問も考えられる。しかしながら、資本参加免税制度は一定の要件を満たすことが必要とされており、本件現物出資の時点では、将来において被現物出資法人S3の株式をS1社が譲渡する際に係る要件を満たさない可能性も排除できない。さらに、本件現物出資において非課税所得に該当するものと取り扱う場合、将来S1社がS3株式につい

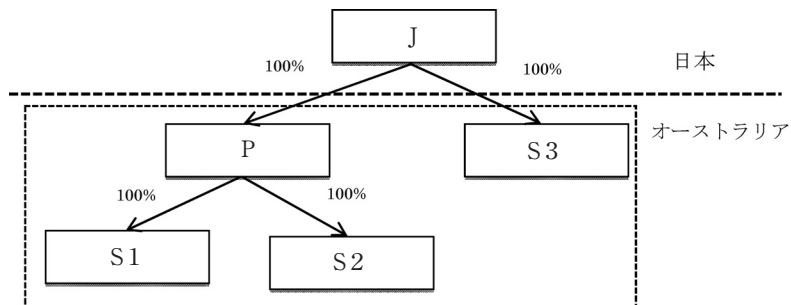
て外部への譲渡が行われて、資本参加免税の適用を受けるものとする、S2株式含み益に対して、本件現物出資及び当該外部への譲渡の2回にわたって非課税所得が生じることとなるため、合理的ではない。従って、本事例における非課税所得の判定においては、簿価引継が行われている限り、資本参加免税制度の適用を考慮する必要はないものと考えられる。

5. オーストラリア

5-1 オーストラリア連結納税制度を適用している事例

(1) 事例

内国法人J社は、オーストラリア法人P社の発行済株式総数の100%を保有している。P社はオーストラリア法人S1社とS2社のそれぞれの発行済株式総数の100%を保有している。また、J社は、オーストラリア法人S3社の発行済株式総数の100%を保有している。これらの法人は、P社を連結親法人と、S1社、S2社及びS3社を連結子法人とする連結納税を適用している。オーストラリア連結納税制度では、S3社のように、連結親法人P社の100%子会社ではないオーストラリア法人であっても、P社と間接的に100%の資本関係にある会社であれば、納税者の選択により、P社の下での連結納税に加入することが認められている。



<前提>

P 社個別所得	300
S1 社個別所得	200
S2 社個別損失	▲200
S3 社個別損失	▲100
オーストラリア法人税率	30%

<連結課税所得・税額計算>

P 社個別所得	300
S1 社個別所得	200
S2 社個別損失	▲200
S3 社個別損失	▲100
連結課税所得	200
連結税額 (30%)	60

(2) 論点

オーストラリア連結納税制度を適用しているP社、S1社、S2社及びS3社について、外国子会社合算税制の租税負担割合は、どのように算定するか。

(3) 結論

各連結納税法人ごとに、オーストラリア法人税上の単体納税をしたと仮定した場合の単

体所得とそれに対する単体法人税を計算し、これを基に租税負担割合を算定するのが妥当であると考えられる。よって、P社及びS1社の租税負担割合は30%となり、いずれも特定外国子会社に該当しないことになる。また、S2社及びS3社は、欠損法人であることから、オーストラリアの法定税率30%がその租税負担割合とされることから、両社ともに特定外国子会社に該当しないことになる。

(4) 検討

1) 連結納税制度における租税負担割合の考え方

我が国の外国子会社合算税制における租税負担割合の算定は外国関係会社ごとに行うこととされており、外国関係会社が外国で連結納税制度の適用を受けている場合を念頭においた規定となっていないことから、法の趣旨に照らし、合理的な算定方法を見い出す必要がある。

これについては、前述の一の基本的考え方で示されているように、連結納税を適用している法人については、各連結法人ごとに、単体納税をしたと仮定した場合の単体所得とそれに対する単体法人税を計算し、これによって各社の租税負担割合を算定する方法が合理的であると考えられる。

2) オーストラリア連結納税制度における租税負担割合

オーストラリア連結納税制度においては、以下の①と②の二つのアプローチにより連結納税グループ全体の課税所得計算を行うことが認められている。

① 一つ目のアプローチは、企業会計上の連結財務諸表を基に、まず、オーストラリアの連結納税グループに含まれないグループ会社の単体財務数値とそれらの会社に係る連結調整仕訳を除外することにより、連結納税グループ全体の財務数値を求めた上で、次に、それに所要の税務調整を加えて連結納税グループ全体の課税所得を計算する方法である。

このアプローチは概念的には考えられるものの、実務的にはほとんど利用されていないと考えられる。

なお、このアプローチが実務の中心となっているような場合には、上記1)で述べた計算の方法について、再度、実務的な対応可能性について検討が必要となったものと思われる。

② 二つ目のアプローチは、まず、各連結法人ごとの財務諸表を基に、所要の税務調整を加えることにより各法人単体ベースの課税所得を計算し、それを単純合算した上で、次に、それに所要の連結調整を反映させて連結納税グループ全体の課税所得を計算する方法である。

このアプローチは、我が国や米国の連結納税制度における課税所得の計算方法に類似した方法であり、実務上は、当該アプローチにより連結納税グループ全体の課税所得を計算していることがほとんどのようである。この場合には、我が国の各連結法人に係る個別帰属額の届出書のような申告書に準じた公式の書類は存在しないものの、通常、将来の税務調査に備えて、ワークペーパーとして各連結法人は単体ベースの課税所得の計算過程やその結果を残しているようである。したがって、各連結法人ごとに、単体納税をしたと仮定した場合に計算される単体所得とそれに対応する単体法人税を計算することは、オーストラリア税務実務を考慮しても実施可能であると考えられる。

オーストラリアの連結納税制度は我が国の連結納税制度に類似した制度であり、また、上記②は実務的にも対応可能な方法であることから、連結法人ごとに、単体納税をしたと仮定した場合の単体所得金額とそれに対する単体法人税額を計算し、これによって各連結法人の租税負担割合を算定することが合理的であると考えられる。

この場合、上記設例における P 社及び S1 社の租税負担割合は、30%（P 社： $90 / 300 = 30\%$ 、S1 社： $60 / 200 = 30\%$ ）となるので、いずれも外国子会社合算税制における特定外国子会社には該当しないことになる。

また、S2 社及び S3 社は、欠損であることから、非課税所得など分母の金額に加算すべき所得が存在しない限り、租税負担割合の算定における分母の金額はマイナスとなる。租税負担割合の算定における分母の金額がマイナスとなる場合には、オーストラリアの法定税率30%がその租税負担割合とされることから、S2 社及び S3 社も外国子会社合算税制における特定外国子会社に該当しないことになる。

〔別添1〕

国際課税実務検討会 専門部会名簿

(座長)

小田嶋 清治 税理士

(座長代理)

諸星 健司 税理士

佐々木 浩 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
パートナー 税理士

(委員)

石原 恵 KPMG 税理士法人 パートナー 税理士

関谷 浩一 EY 税理士法人 パートナー 税理士

高嶋 健一 KPMG 税理士法人 パートナー オーストラリア
公認会計士高島 淳 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
パートナー 公認会計士・税理士南波 洋 EY 税理士法人 エグゼクティブディレクター
公認会計士

西村 美智子 税理士法人トーマツ パートナー 税理士 (～H25／10)

長谷川 芳孝 税理士法人トーマツ パートナー 公認会計士・税理士

山岸 哲也 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
パートナー 公認会計士・税理士

結城 一政 税理士法人トーマツ パートナー 税理士 (H25／11～)

(氏名50音順, 敬称略)

〔別添2〕

〔国際課税実務検討会／委員名簿〕

国際課税実務検討会／委員名簿			平成26年6月時点
		会社名・所属・役職等	氏名（敬称略）
顧問	東京大学 法学政治学研究科	教授	増井 良啓
実務家・研究者	座長	税理士	小田嶋 清治
	座長代理	税理士	諸星 健司
	税理士法人 プライスウォーターハウスクーパース	パートナー 税理士	佐々木 浩
研究者 (氏名50音順)	立教大学 法学部	教授	浅妻 章如
	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科	准教授	吉村 政徳
税理士 (氏名50音順)		税理士	遠藤 克博
		税理士	中村 慈美
		税理士	山田 彰宏
税理士法人 (会社名50音順)	KPMG税理士法人	パートナー 税理士	石原 恵
		パートナー オーストラリア公認会計士	高嶋 健一
	EY税理士法人	パートナー 税理士	関谷 浩一
		エグゼクティブディレクター 公認会計士	南波 洋
	税理士法人 トーマツ	パートナー 公認会計士・税理士	長谷川 芳孝
		パートナー 税理士 (～H25/10)	西村 美智子
		パートナー 税理士 (H25/11～)	結城 一政
	税理士法人 プライスウォーターハウスクーパース	パートナー 公認会計士・税理士	高島 淳
		パートナー 公認会計士・税理士	山岸 哲也
弁護士		弁護士・公認会計士	北村 専人
		弁護士	采木 俊恵
会員企業 (会社名50音順)	伊藤忠商事株式会社	経理部税務室長	佐藤 勝徳
	キャノン株式会社	財務経理統括センター 税務担当部長	菰蒲 静夫
	新日鐵住金株式会社	財務部 上席主幹	合間 篤史
	ソニー株式会社	経理1部 統括部長	是永 浩利
	大和証券株式会社	IBソリューション部ソリューション課副部長	高山 茂樹
	武田薬品工業株式会社	経営管理部シニアマネジャー(税務)	松尾 陽一
	株式会社東芝	財務部 税務担当 参事	河田 隆征
	東レ株式会社	経理部 税務担当部長	栗原 正明
	トヨタ自動車株式会社	渉外部 第一渉外室 担当課長	肥田 敬
	日本たばこ産業株式会社	経理部 税務室次長	遠藤 大輔
	日本電信電話株式会社	財務部門 会計・税務担当部長	戸田 祐二
	野村ホールディングス株式会社	税務室 エグゼクティブディレクター	谷川 弘樹
	パナソニック株式会社	経理グループ 国際税務チーム主事	西澤 裕之
	株式会社日立製作所	財務総括本部 税務統括部長	川崎 直行
	株式会社みずほ銀行	主計部税務チーム 調査役	佐々木 智子
	株式会社三井住友銀行	財務企画部 税務グループ長	田中 鉄男
	三井物産株式会社	経理部 税務統括室長	八若 和紀
	株式会社三菱ケミカルホールディングス	経営管理室 税務グループ グループマネージャー	村岡 昭宏
	三菱商事株式会社	主計部 国内税務チームリーダー	西澤 晃
	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	財務企画部 税務室 上席調査役	高田 茂
	LIXILグループ	執行役員 税務部長	鈴木 一路
協会事務局	公益社団法人 日本租税研究協会	専務理事	秦 邦昭
		事業部長	古田 洋

Ⅱ．検討会報告書【解説編】

（平成26年6月25日開催 講演会）

「外国子会社合算税制（タックス・ヘイブン対策税制）
における課税上の取扱いについて」

外国子会社合算税制（タックス・ヘイブン対策税制）における課税上の取扱いについて



はしがき 本稿は日本租税研究協会国際課税実務検討会専門部会により作成され、平成26年6月25日の国際課税実務検討会・会員懇談会において報告された検討会報告書「外国子会社合算税制（タックス・ヘイブン対策税制）における課税上の取扱いについて」に関する講演内容を取りまとめたものである。なお、検討会報告書については、本文Ⅰ.に掲載している（本文中の講演者の頁参照は、本文Ⅰ.の検討会報告書を参照のこと）。

はじめに

国際課税実務検討会の座長を務めております税理士の小田嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、「外国子会社合算税制（タックス・ヘイブン対策税制）における課税上の取扱いについて」と題する報告書について、ご説明したいと思います。

まず、はじめに本報告書を作成するに至った背景や検討の経緯、本報告書の性格等について私から簡単にご説明いたします。次に、総論部分、報告書では「基本的な考え方」として整理されていますが、このパートについては、諸星

先生と佐々木先生にご説明願うこととし、その後で、各論部分、すなわち、各国の具体的な事例について、ご担当された税理士法人の先生方からご説明していただくこととしております。

おおまかな時間としては、総論部分のご説明を10時過ぎまで、その後各論部分は各20分以内（程度）を予定しております。

背景・経緯

会員の皆様には、ご承知のことと存じますが、日本租税研究協会には、法人課税小委員会という機関が設置されており、その下部研究機関として、法人税研究会という組織があります。その研究会の一部会として、平成22年6月に、「国際的組織再編等課税問題検討会」が設けられ、平成24年4月に、「外国における組織再編に係る我が国租税法上の取扱いについて」という報告書がとりまとめられております。その後、引き続いて、外国子会社合算税制における課税上の取扱いについて、調査・研究・事例の集積等を行い、本邦企業に対し税実務の参考となる有益な情報を提供し、税制度の透明性の確保と予測可能性の向上に資する、との目的で、平成24年11月に、「国際課税実務検討会」が設置されました。この検討会には、専門部会が設

置され、平成24年同月に第一回専門部会を開催し、その後、専門部会7回、国税庁との意見交換2回、研究者メンバーとの打合せ等を経て、昨年12月末に、本検討会に中間報告を行い、報告書の素案についてご了承いただきました。

さらに、本年度に入って、国税当局との協議、さらには学者先生からご意見を拝聴するなどして、本日、ようやく報告書という形にして、皆様にご説明できることとなったという次第であります。

その間、特に、途中で交替された税理士法人トーマツの西村美智子先生を始め税理士法人の皆様には、大変お忙しい中、夜間も含め議論に参加していただき、またご担当のペーパーの作成にご尽力いただきました。また、研究者、弁護士先生には、要所要所でご意見をいただきました。この場であらためて感謝の意を表したいと思います。

座長代理をしていただいた諸星先生、佐々木先生には、全体のとりまとめや国税当局とのすり合わせで大変ご苦勞をおかけしました。

日程上の制約で、国税当局との協議に手間取り、報告書の作成が予定よりかなり遅れてしまいましたが、それでも、租税研究協会の精力的なリードと日程調整によりまして、何とか本日にたどり着きました。皆々様に、あらためて感謝申し上げます。

報告書のタイトルが、「外国子会社合算税制における課税上の取扱いについて」となっていますが、広範なテーマを取り上げているように見えますが、本報告書では、各社に共通する問題で、かつ、重要な論点である、二つのテーマ、すなわち、外国関係会社の租税負担割合の算定において「非課税所得」をどう捉えるか、という問題と、外国関係会社が外国の連結納税制度の適用を受けている場合の租税負担割合の算定方法

をどのように行うべきか、という問題の二点に絞って基本的な考え方を整理し、いくつかの外国の事例について検討を加えることとしております。羊頭狗肉の感がありますが、時間の制約上、様々な問題を取り上げるまでに至らなかった、ということでもありますので、ご容赦願います。

本報告書の性格

本報告書の性格について、あらかじめ申し上げます。

本報告書は、日本租税研究協会の一検討会の考え方・見解を整理したものですので、当然のことではありますが、これと異なる見解・解釈を妨げるものでは、まったくございません。

ただ、本検討会は、各国の税制がどのようになっているのか、それなりに十分な情報が集まらないと、国税当局としても、なかなか具体的な法令解釈・運用指針を示すことは難しいものと考え、まず、民間レベルでできる限り事例を集め、国税当局とも情報を共有しながら、問題の解決を図って行くのがいいのではないかと、いうことでできたものですので、この報告書は、国税庁との間で意見のすり合わせをした上で作成されています。

本報告書は、国税庁から全国の各国税局に対し税務関連情報として提供する予定である、と聞いておりますので、本報告書の内容に沿った税務処理をしている限りにおいては、基本的には、課税上の問題を惹起することはないものと認識しております。つまり、本報告書は、単なる検討会の意見というよりは、概ね当局のお墨付きを得た内容のもの、とご理解いただいて結構かと思います。

当然のことではありますが、報告書の前提となっている事実関係に違いがあったりした場合には、異なる結論となる可能性がありますので、この点にご留意いただきたいと思います。また、

報告書と異なるご見解をお持ちの場合や実際の事例が報告書の内容に沿っているのかどうか確信が持てないような場合には、あらかじめ国税当局にご照会することをお勧めします。また、国税当局と見解を異にする場合には、司法の判断を仰ぐようなこともあろうかと思います。

なお、本報告書の各論部分は、各税理士法人の先生方にご担当いただきましたが、専門部会メンバーの議論を経て作成されたものでありますので、ご担当された先生あるいは所属する税理士法人のご意見ということではありませんので、念のため申し添えておきます。

私からは、以上です。

それでは、基本的考え方の非課税所得の範囲についてから、説明をさせていただきます。

一 基本的考え方

1. 非課税所得の範囲について

まず所得の金額の意義をまとめています。

(1) 所得の金額の意義

外国関係会社が特定外国子会社等に該当するかどうかを判定する場合の租税負担割合の算定における分母の金額（所得の金額）は、「当該外国関係会社の当該各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、その本店所在地国の（外国法人税に関する）法令の規定により計算した所得の金額に、当該所得の金額に係るその本店所在地国の法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額を加算した金額」とされている（措令39の14②一。要約）。

この場合の「その本店所在地国の法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額」（以下「非課税所得」という。）をどのように捉えるべきかが法令上必ずしも判然としていない。

ここでいう「所得の金額」は、分母の金額

が「（当該外国関係会社の当該各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、）その本店所在地国の（外国法人税に関する）法令の規定により計算した所得の金額」をベースにして計算する仕組みとなっているのであるから、加算すべき非課税所得についても、外国関係会社の本店所在地国の法令において、もともと「所得」と認識されているものを想定しているのではないかと、との見方がある。

しかしながら、この租税負担割合の算定に関する規定の趣旨が本邦法人の租税負担割合に比して外国関係会社の租税負担割合が著しく低いかどうかを判定しようとするものであること、国・地域によっては、我が国で当然に所得と認識されているものがはじめから課税対象とする所得の範囲外としている国・地域もあり得ること、「所得の金額」はそもそも我が国の税法で定めている用語であることから、やはり我が国の税法上の意義に従うのが妥当であると考えられる。

この「所得の金額はそもそも我が国の税法で定めている用語であることから、やはり我が国の税法上の意義に従うのが妥当であると考えられる」としているのは、我が国の法人税法の別段の定めを適用して計算をしたところの所得の金額という意味ではなく、法人税法第22条の公正妥当な会計処理基準を基本とする計算が行われていればよいのではないかと考えます。少なくとも低廉又は無償取引は時価取引に引き直すことは必要と考えます。

現在の実務の取扱いとして現地法令基準又は会計処理基準によっている場合もあろうかと思われます。このような外国関係会社の所在する国等においては現地での税法規定が整備され又は会計士による決算手続きが行われているという状況が前提となっていると思われますから、ほとんどの場合、日本法令に準拠して計算した場合と大差はないのではないかと考えられます。

次に、非課税所得の考え方について、現実的な当てはめを行う場合の基本について、整理をしています。

(2) 非課税所得の考え方

上記(1)が妥当な解釈であるとしても、現行法は、どのような基準を用いて非課税所得を捉えるのかについて具体的な指針を示していない。したがって、これを補完する形で、法の趣旨に照らし、妥当な判定基準を見出すことが必要となる。この点、法令が、本店所在地国の外国法人税が恒久的に課税されないものを想定していることは現行通達からも明らかであると考えられるので、結局のところ、我が国の税法（基本的な課税の仕組み）に照らしてみた場合、本店所在地国における課税上の措置・取扱いが一般に非課税所得と認識されるものかどうか、という視点に立って判断するのが妥当と考えられる。それが法の趣旨にも合致する。

ということです。

「現行通達からも明らか」としている部分は、租税特別措置法通達66の6-5(1)を指しています。そして、この通達で掲げられている例示からみても、いわゆる課税繰延べとして認識されるものは掲げられていないということです。

(非課税所得の範囲)

66の6-5 措置法令第39条の14第2項第1号イに規定する「その本店所在地国の法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額」には、例えば、次のような金額が含まれることに留意する。

- (1) 外国関係会社の本店所在地国へ送金されない限り課税標準に含まれないこととされる国外源泉所得
- (2) 措置法第65条の2の規定に類する制度

により決算に基づく所得の金額から控除される特定の取引に係る特別控除額

(注) 国外源泉所得につき、その生じた事業年度後の事業年度において外国関係会社の本店所在地国以外の国又は地域からの送金が行われた場合にはその送金が行われた事業年度で課税標準に含めることとされているときであっても、特定外国子会社等に該当するか否かの判定を行う場合には、当該国外源泉所得の生じた事業年度の課税標準の額に含めることに留意する。

この非課税所得の考え方に基づく具体的な判定基準を示すと次のようになります。

(3) 判定基準

外国子会社合算税制の租税負担割合の算定における、「外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額」に該当するかどうかの判定は、次によるのが適当と考えられる。

外国関係会社の本店所在地国の外国法人税が、当該外国関係会社において、恒久的に課税されないものが課税標準に含まれない所得の金額（非課税所得）に該当する。

ただし、当該外国関係会社において、恒久的に課税されないものであっても、他の者においてその外国法人税が（代替的に）課税されることとなっているものは、非課税所得には該当しないものとして取り扱って差し支えないものとする。

(注) この判定基準は、合算課税の対象となる適用対象金額の算定における非課税所得の判定についても、同様である。

つまり、我が国で非課税と認識されるものに

該当するか否かを基準として判定するのを基本とし、その表現として「恒久的に課税されないもの」としています。そして、この恒久的に課税されないという解釈に当たっては、所得が生じた法人だけに限らず、その税法が適用される国や地域において他の者も含めて課税されないものかどうかということをメルクマールとしています。この考え方を採用した理由は次に記載したとおりです。

その主な理由は、次のとおりである。

- 1) 課税の繰延べ措置は、我が国において、一般に、非課税措置とは認識されていないこと。

外国関係会社の本店所在地国の法令で認められる各種引当金の損金算入額は、それが課税の繰延べ措置である限り、非課税所得には該当しないことになる。ただし、合理性のない引当金、準備金等で、取崩し要件等からみて実質的に非課税措置として措置されているとみられるものについては非課税所得として取り扱うのが妥当と考えられる。

負債性引当金など、基本的に翌期洗い替えのもの、又は退職給付引当金のように一定の要件が生じたときに取り崩すこととなっているものは、非課税所得と認識しないことになります。

- 2) 課税の繰延べ措置は、我が国の制度においても、必ずしも、課税を繰り延べられた法人において実現される仕組みとなっていないこと。

(別紙) 参照

別紙を見ていただきますと、例えば我が国における適格再編の中で①適格分社型分割、②適格現物出資、③適格株式交換・株式移転においては、移転資産に代わるいわゆる身代わり株式

の取得があり、この身代わり株式が移転資産の帳簿価額を引継ぐことから、この身代わり株式の譲渡によって分割法人、現物出資法人、完全子法人の株主において将来同一者において課税される仕組みとなりますが、合併の場合には被合併法人が消滅してしまいますので、合併時に繰り延べられた被合併法人が有する資産の含み損益は合併法人において課税される仕組みとなります。また分割型分割においては、移転資産の対価である身代わり株式は分割法人の株主に交付されてしまいますから、将来的には株主課税又は分割法人から簿価移転を受けた分割承継法人がその移転を受けた資産を譲渡等したときに課税を受ける仕組みとなります。そのため、必ずしも譲渡したものにおいて課税が実現すると仕組みとはなっていませんが、我が国における課税権そのものは留保されていますので、適格再編全体が課税の繰延べ制度と認識されているところです。

- 3) 課税の繰延べ措置の内容や要件は、各国において区々となっているが、我が国と同様の繰延べ措置に限定したり、同じ適用要件を求めると、法の趣旨を超えた著しく不合理な結果を招くこと。

- ・ 例えば、適格合併の適用要件が違うことを理由に資産の譲渡益を非課税所得として取り扱った場合には、一時的に低税率となり適用除外法人であっても資産性所得の合算が行われる可能性がある。

現地の税制において適格再編又はこれに類似する制度があつて、それにより繰り延べられるものがこれに該当します。ただし、法令規定や適格となる要件が異なる場合も多々あると考えられるので、制度として繰延べか否かを判定することになるでしょう。ただし、税法そのものがない場合や、繰り延べるための税法の規定が存在しない場合には、単にキャピタルゲインに対して課税しないものと同様に非課税所得に含

めることになると考えます。

- ・ 我が国の法人税法と外国関係会社の本店所在地国の法令に「損益の帰属時期(年度)」について違いがあったとしても、そのことをもって「非課税所得」を認識するのは妥当でない。

例えば、収益の計上時期の違い、損金の算入時期、これには現在わが国では認められていない各種引当金・準備金も含まれますが、単に引当金や準備金という名称で判断するのではなく、制度や規定の内容等を確認した上で、将来課税がされることが担保されているか否かにより判定することになります。

- 4) 外国関係会社の本店所在地国の外国法人税の課税が担保されていることを要件とすることで、特に不合理な結果を招くことにはならないと考えられること。

クロスボーダー合併やクロスボーダー連結・欠損金通算等においては、外国関係会社の本店所在地国の課税が担保されない場合もあることから、その場合には、移転資産の譲渡益や欠損金の控除額などが非課税所得として取り扱われることになるものと考えられる。

本ペーパーにおける「恒久的に課税されない」ものかどうかは、同一の国における同一の税が課税されるか否かをメルクマールとしていくことから、クロスボーダーでの課税についてまで考慮したものではありません。

- 5) 連結納税に類似したグループ内の欠損金の彼我流用は、二重控除が発生しない限り、我が国の連結納税制度と同様の措置と捉え、グループ内の課税の繰延べ措置(期間損益の問題)とみるのが適当と考えられること。

各論で出てきますが、イギリスにおけるグループリーフを例として、その基本的考え方を示したものです。

次に、現在の我が国の法令における一種の繰延べ制度を基本として、非課税所得に含まれるか否かの具体的な例示を掲げると次のようになります。

(4) 具体例

外国において、キャピタルゲインがそもそも課税対象範囲とされていなかったり、産業奨励措置として一定の所得が時限的に免税(あるいは一定の所得控除)とされていたり、海外で得た一定の所得が課税対象とされていないような場合には、これらの所得は非課税所得に該当することになるが、上記の判定基準により、次のような税制上の措置による課税の繰延べ、内部利益の消去又は欠損金の通算による所得の減額は、非課税所得には該当しないことになる。

具体例として、その前段では、資産の譲渡所得に対してキャピタルゲイン課税を行わない場合、産業奨励措置等による所得控除のようなもの、つまり措置法通達66の6-5(2)で例示として挙げられている「収用等の所得の特別控除と同様の制度により所得から控除されるもの」に類似する制度により課税されない所得やオフショア非課税としている場合には、非課税所得に含まれますが、費用の前倒し計上やいわゆる課税の繰延べと認識できるもの、グループ内の欠損金の彼我流用などは非課税所得には該当しないと考えられますので、非課税所得に該当しない例示を列挙しています。

- 1) 引当金、準備金等に関する税制
- 2) 組織再編税制
- 3) グループ内取引に関する法人税制
- 4) 連結納税制度

なお、恒久的に課税されないものか否かの判断は、外国子会社の本店所在地国において特別な税制上の措置があることを前提としています。

2. 連結納税制度を適用している場合の租税負担割合の算定方法について

(1) 論点

外国関係会社が現地で連結納税制度を適用している場合には、その租税負担割合の算定はどのように行うか、どのように行うのが正しいのか、ということについて説明をします。

連結納税制度、すなわち、親法人のみが納税義務者となり、子法人は納税義務がない仕組みということですが、外国関係会社が、このような制度を採用している場合には、そもそも、連結子法人である外国関係会社にあつては、実際に納付すべき法人税がないということになります。一方、連結親法人である外国関係会社にあつては、実際に納付すべき法人税はあるものの、それは連結グループ全体の連結所得に対するものとなります。また、連結所得が欠損の場合には、納税額もないということになります。

このような場合には、租税負担割合の算定は、どのように行うことになるのか、どのように行うのが正しいか、ということです。

また、タックス・ヘイブン対策税制においては、個々の外国関係会社が個社単位で、分母や分子の額を算定する規定となっています。その上で、分母の所得金額は、原則的に現地の法令によって計算し、分子の税額は実際の納税額による、とされています。従って、この規定からすると、それぞれの連結法人の分母の金額は計算できても、分子の実際の納税額をどのように捉えるべきか、とうことが論点となるということになります。

なお、英国のグループプリリーフやドイツのオルガンシャフトといった制度は、連結納税制度に類似していますが、これと異なり、

個々の法人の納税義務はそのまま他の法人の欠損や損益を通算する仕組みとなっているので、連結納税のパートの検討対象ではなく、自社の非課税所得の問題になるということで、整理されています。

(2) 租税負担割合の算定方法として考えられる方法

それでは、連結納税を採用している場合に、租税負担割合の算定方法として考えられる方法としてどのような方法があるかということについてです。

現行の法令では、租税負担割合の算定は、外国関係会社ごとに行うこととされています。つまり、外国関係会社が外国で連結納税制度の適用を受けている場合を念頭においた規定となっていないということです。しかし、それを理由に制度を適用しなくても良いということにはなりません。それではどうするのかというと、法の趣旨に照らして、合理的な算定方法を見出す必要があるということになります。

算定方法として考えられる方法について、表にまとめています。

(3) 各算定方法についての検討

連結納税制度を適用している場合における租税負担割合の算定方法として、3つほど掲げています。

1つ目ですが、連結納税グループ全体で算定するというものです。連結納税グループ全体で租税負担割合を計算しますが、それを各法人の負担割合としてしまうというものです。つまり、各連結法人の租税負担割合は同じということになります。

この方法は、算定方法としては簡便であるといえます。しかしながら、現行法の規定に準拠した方法とは言い難いと考えられます。また、仮に、連結法人のうちに特別な減免を受けている法人がいたとしても全体の租税負

担割合が相当となればその法人は特定外国子会社等に該当しないこととなります。一方、全体の租税負担割合が低くなると連結グループ内に相応の負担を行っている法人がいたとしても一律にすべての法人が特定外国子会社等に該当することになってしまう、といった問題も生じます。

したがって、この方法は採用し難いものと整理しています。

2つ目の方法は、単体所得と実際の負担額で算定するという方法です。具体的には、仮定計算した単体納税による所得金額、あるいは連結所得の個別帰属額ということもありますが、これに個別の非課税を加算した金額を分母として、実際の負担額、配分された負担額ということですが、これを分子として計算するという方法です。この方法は、外国関係会社ごとに計算する方法であるので、現行法に親和的であるといえます。他方で、黒字法人のみで納税額を分担すると、他の赤字法人の欠損金との相殺によって実際の税負担割合が現地の法定税率に比して著しく低い割合になってしまう場合があるということになります。また、非課税所得を有する法人が負担額を多めにするような恣意的な負担をした場合にも不合理な結果が生じるということも考えられます。

したがって、この方法も採用し難いものと整理しています。

3つ目の方法は、単体所得と単体法人税で算定するというものです。具体的には、仮定計算した単体納税による所得金額、あるいは連結所得の個別帰属額に、個別にみた非課税所得を加算した金額を分母として、これに対して個別の法人税が課税されるであろうと仮定した場合に計算される金額を分子として計算するという方法です。この方法は、外国関係会社ごとに計算するので、現行法に親和的

であるといえます。また、分母、分子とも仮定計算とはなりますが、恣意性がなく、現行法で措置されている、外国関係会社が欠損となった場合に主たる事業の収入金額から所得が生じたものと仮定して租税負担割合を判定する特例や、外国法人税が累進税率の場合に所得の多寡によって最高税率で判定することができる特例とも整合的であるといえます。

したがって、この算定方法は、合理的な方法であると考えられる、というように整理しています。

(4) 結論

このように整理し、報告書では、結論として、外国関係会社が連結納税制度を採っている場合には、その租税負担割合は、3つ目の方法、つまり、外国関係会社が単体納税を行ったと仮定した場合における単体所得金額を計算し、これに対する単体法人税額を計算して、これらによって租税負担割合を算定するのが妥当であると結論付けています。

なお書きに記載してあるのは、この方法による場合には、連結法人各社別の単体所得金額及び単体法人税額を適切に計算する必要があることとなりますが、この方法によった場合には、実務上、かなりの時間と労力を要し、法定申告期限までに判定が間に合わないような事態も想定されるので、仮に、各社別に仮定計算したとしても、現行法で定める、いわゆるトリガー税率（20%以下）にならないと見込まれる場合には、企業としては、便宜、現地の法定税率によって判断したり、あるいは場合によっては連結グループ全体の租税負担割合で判断するような対応も現実的ではないかと考えられる、ということを付言しています。

ただし、この便宜的なやり方は、正しいものとしての取扱いではありませんので、この点をご留意願いたいと思います。

二 各国の事例に基づく取扱いの検討

1. 米国

1-1 米国子会社が米国孫会社株式を現物分配した事例

日本の親会社が米国に子会社を有しており、その子会社が有する米国孫会社株式を、日本の親会社に対して米国税務上、税務簿価で現物分配し譲渡益に対して課税がされないケースについて、外国子会社合算税制における租税負担割合の算定において、非課税所得と考えるべきか否かについて、検討します。

【事例】

- 1) 内国法人P社は米国法人S1社の発行済株式総数の100%を保有しており、米国法人S1社は米国法人S2社の発行済株式総数の100%を保有しています。
- 2) S1社はスピノフ又はスプリットオフにより、その有するS2株式を内国法人P社へ現物分配します。スピノフとは現物による配当のことを言います。スプリットオフとは現物による資本の払戻しを言い、内国法人P社が有する米国子会社S1株式は償還され、その対価としてP社はS1社からS2株式を受取ります。

上記の場合において、米国連邦法人税上は、

一定の要件を満たす場合、S1社において、現物分配されるS2株式に係る譲渡損益はないものとされます。すなわち、S1社においてS2株式の譲渡益課税は行われません。

【論点】

本事例の現物分配において米国で課税されないS2株式に係る譲渡益は、S1社の外国子会社合算税制における租税負担割合の計算上、非課税所得に該当するか、という点について検討します。

【検討と結論】

1) 米国連邦法人税上の取扱い

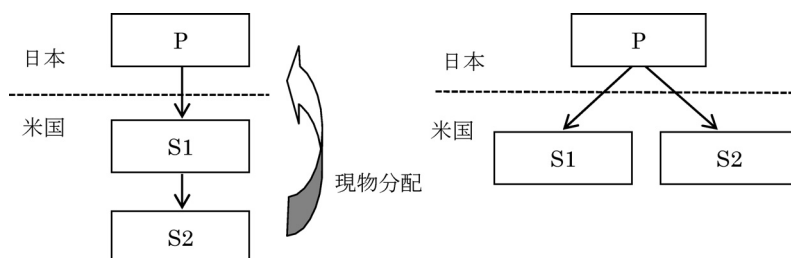
米国連邦法人税上は、一定の要件を満たす場合、現物分配される米国事業会社の株式（本事例におけるS2株式）に係る譲渡損益はないものとされます。従って、米国子会社S1社には課税が生じません。

この場合、P社が受け入れるS2株式の米国税務上の税務簿価は以下のとおりとなります。

①スピノフ（現物による配当）の場合

分配を受ける日本親会社P社における、分配を行う米国子会社S1の株式の分配前の税務簿価に、「分配法人株式（S1株式）の分配前の時価」に対する「分配対象法人株式（S2株式）の時価」の割合を乗じて計算した金額となります。

②スプリットオフ（現物による資本の払戻



し) の場合

スプリットオフにより、P社が有するS1株式は償還されることとなりますが、その償還されることになるS1株式の税務簿価に相当する金額が、スプリットオフにより受け入れるS2株式の税務簿価とされます。

すなわち、米国税務上は基本的に簿価取引という考え方ですが、ただし、P社は、S1社におけるS2株式の税務簿価をそのまま引き継ぐわけではなく、S1社におけるS2株式の税務簿価と、P社が受け入れるS2株式の税務簿価の間には差が生じる可能性があります。

2) 租税負担割合における非課税所得の該当性

外国子会社合算税制の租税負担割合を計算する場合における分母の金額(所得の金額)は、外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、その本店所在地国の外国法人税に関する法令の規定により計算した所得の金額に、いわゆる非課税所得の加算などの調整をした金額とされています。そして、この非課税所得とは、前述の「基本的考え方」で示されているとおり、外国関係会社において恒久的に課税されない所得の金額が該当すると考えるのが適当です。ただし、その外国関係会社において、恒久的に課税されないものであっても、他の者においてその外国法人税が(代替的に)課税されることとなっているものは、非課税所得には該当しないものと取り扱って差し支えないと考えられます。

本事例の米国のスピンオフ／スプリットオフは帳簿価額での取引であり、現物分配を受ける法人、すなわち、本事例のP社も米国法人であれば、S1社で課税されないこととなる譲渡益は非課税所得に該当しないとの結論になると考えられます。しかし、本事例は、クロスボーダーでの現物分配であり、スピンオフ／スプリ

ットオフ後、分配対象法人であるS2株式の含み益に対して米国の課税権は及ばないこととなりますので、非課税所得に該当するものと考えられます。

なお、将来的にS2株式の含み益に対して米国で課税されるケースも考えられないことはありません。

例えば、米国国内法では、外国法人が米国不動産保有法人に該当する米国法人株式を譲渡する場合、米国で課税されることになっています。従って、外国法人であるP社が現物分配により受入れたS2株式が米国不動産保有法人株式に該当する場合は、将来P社がS2株式を譲渡した場合、現物分配時に受け入れた帳簿価額を基に、P社は米国において課税されることになります。

あるいは、P社がS2株式を将来、再び米国法人に現物出資する場合には、米国税務上、現物分配時にP社が受け入れたS2株式の帳簿価額を、その被現物出資法人である米国法人が引き継ぐことになるため、その後、被現物出資法人である米国法人がS2株式を譲渡する場合には、その帳簿価額を基にS2株式譲渡益が計算され、米国で課税されることになります。

しかしながら、これらはごく例外的なケースであり、将来米国で課税される可能性が僅かに残っているからといって、一般的に非課税所得に該当しないとするのは適当ではないと考えられます。

なお、例えば、将来においても引き続き米国不動産保有法人株式に該当することが見込まれる場合など、個別の事例によっては米国の課税権が失われたわけではない、従って非課税所得に該当しない、との結論になる場合もあるかもしれませんが、このような場合であっても、先

ほど説明しましたとおり、P社は、S1社におけるS2株式の税務簿価をそのまま受け入れるわけではないため、一部、S2株式の税務簿価が課税されないままステップアップする可能性があります。その場合は、そのステップアップした部分については、S1社の租税負担割合の計算上、非課税所得として分母の所得の金額に加算すべきと考えられます。

1-2 米国連結納税制度を適用している事例

それでは、米国子会社が米国連結納税制度の適用を受けている場合の租税負担割合の算定方法について説明させていただきます。

我が国の外国子会社合算税制における租税負担割合の算定は外国関係会社ごとに行うこととされており、外国関係会社が外国で連結納税制度の適用を受けている場合を念頭においた規定となっておりません。よって、法の趣旨に照らし、合理的な算定方法を見い出す必要があります。

この総論部分で既に説明があったように、連結納税制度を採用している場合のグループ内の各会社の租税負担割合の算定方法としては三つの考え方があるものの、結論としては③つまり3番目の方法が妥当であるとされています。つまり、仮定計算した単体所得の金額を分母として、同じく仮定計算した単体納税による法人税額を分子として、各社の租税負担割合を計算する方法です。

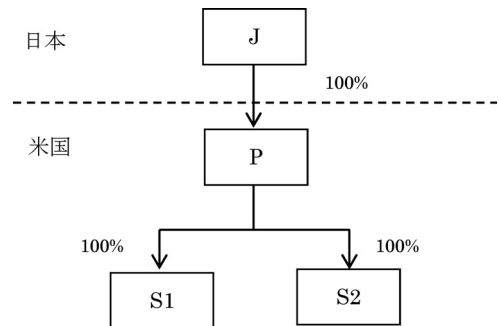
この事例においても、3番目の計算方法により租税負担割合を算定して、結果としていずれの法人も特定外国子会社等には該当しないということになっています。

以下、事例を簡単に見ていきます。

【事例】

内国法人J社は、米国内法人P社の発行済株式の100%を保有しており、P社は米国内法人S

1社及びS2社のそれぞれの発行済株式総数の100%を保有しています。P社、S1社及びS2社は米国連邦法人税の申告において連結納税制度を適用しています。通常の連邦法人税率、連結納税時の連邦法人税率共に、35%であるとしています。



今期における、各社の所得発生状況は、このページに記載のとおりです。簡単にいうと、P社とS1社が黒字、S2社が赤字ということです。

連結所得の合計は60なので、P社は連結親法人として21（つまり、連結所得60×連邦法人税率35%）を連邦法人税として納税しています。S1社、S2社は納税していません。

【検討と結論】

皆様ご存じのとおり、日本の外国子会社合算税制は、個々の外国関係会社（個社）単位で分母・分子を算定する規定となっています。分母の所得金額は原則的に現地の法令によって計算し、分子の税額は実際の納税額による、とされています。従って、各連結法人の分母はとりあえず計算できても、分子の実際納税額をどのように捉えるべきか、という問題があります。

連結納税の場合、ある会社の所得と他の会社の欠損（損失）が通算されて連結所得及び連結納税額が計算されます。また、一般的には、連結納税額の納付は連結親法人のみが代表して行

い、連結子法人が納税することはありません。よって、所得を有する親法人が欠損を有する子法人と連結納税をした場合には、親法人単体の実際の租税負担割合は、通常は法定税率を下回ります。また、黒字の連結子法人については、実際に納税する税額は生じない、ということになります。

このような考え方をこの事例にあてはめてみます。親法人P社の実際の連結納税額は21ですが、P社個社の所得は200です。これらの数値に基づいて単純に計算される租税負担割合は10.5% ($21/200$) となり、P社は特定外国子会社等に該当するのではないかと、ということになってしまいます。また、子会社S1社についても、個社の所得が160であるにもかかわらずS1社としては全く納税をしていないので、租税負担割合はゼロ・パーセントという同様の議論が生じます。

ここで考えなければならないことがあります。通常の法人税率及び連結納税法人税率が35%の国に存在する法人が、その国の連結納税制度に基づく納税を行っているという状況下において、今まで述べたような考え方によって特定外国子会社等に該当してしまうことが、はたして合理的な状況として考えてよいのか、ということです。外国子会社合算税制の立法趣旨を鑑みても、合理的な取扱いとは考えられないと思います。この税制の立法趣旨の一つとして、「経済的な合理性がないにもかかわらず、低税率あるいは無税率の外国子会社に所得を留保することによる租税回避行為を防止すること」があげられます。低税率ではなく通常の税率で法人に課税をする米国のような国でビジネスをすることが、このような租税回避を意図しているとは一般的には考えられません。各国の連結納税制度自体も、合理性を持った企業グループ税制として採用されているだけで、「租税回避の手段」というものではありません。仮に、このような連結納税法人があまねく外国子会社合算税制の対象

になる可能性があるということになると、日本企業の海外進出を著しく阻害することにもなりかねません。

以上のような考え方にに基づき、総論においては、合理的と考えられる算定方法を検討しています。総論では、連結納税制度を採用している場合の租税負担割合の算定方法として三つの方法が示されています。この事例においては、もっとも合理的な算定方法として示されている③第3法を採用しています。連結納税を適用している法人については、各連結法人ごとに、単体申告をしたと仮定した場合に計算される単体所得とその単体所得に対応する単体法人税を計算し、これによって各社の租税負担割合を算定する方法です。なお、この場合の単体法人税の額は、単体所得に適用される法人税率を乗じて算定することになります。

この方法によると、連結納税上の実際納税額は連結納税グループ各社の租税負担割合の算定において考慮されないことになります。しかしながら、我が国外国子会社合算税制の法令上も、欠損の場合には主たる事業の収入金額から所得が生じたものと仮定して租税負担割合を判定する特例や、累進税率の場合には最高税率をもって租税負担額を判定する特例が設けられていることからすると、連結納税制度のような場合には、合理的な事情が存在し、かつ、課税上の弊害が生じないことから、仮定計算による方法でも問題はないと考えられます。また、連結納税制度の実際の納税額を何らかの方法により各法人に配分してその配分額を各法人の租税負担額とする②第2法のような考え方もありますが、グループ内に赤字法人と黒字法人が混在している場合などでは合理的な配分が困難となるので、このような方法は採用し難いものと考えます。

本事例において、③第3法に基づいて租税負担割合を計算すると、P社の租税負担割合は35%となります。単体所得200と、それに対応する租税の額70 ($=200 \times 35\%$) で算定します。

S1社の租税負担割合は35%です。単体所得160と、それに対応する租税の額56(=160×35%)で算定します。S2社の単体所得は欠損(▲300)であるので、主たる事業の収入から所得が生じたものと仮定した場合の連邦法人税率35%が租税負担割合となります。よって、P社、S1社及びS2社の租税負担割合は、全て35%となり、いずれの会社もJ社の特定外国子会社等には該当しないことになります。

なお、このように各連結法人ごとに単体所得を計算する場合、その連結法人に係る非課税所得があるときは、これをその連結法人の分母の金額に加算することになります。

1-3 米国子会社がパス・スルー課税を選択している米国 LLC の持分を有する事例

次に、米国 LLC、リミテッド・ライアビリティ・カンパニーに係る事例を検討します。

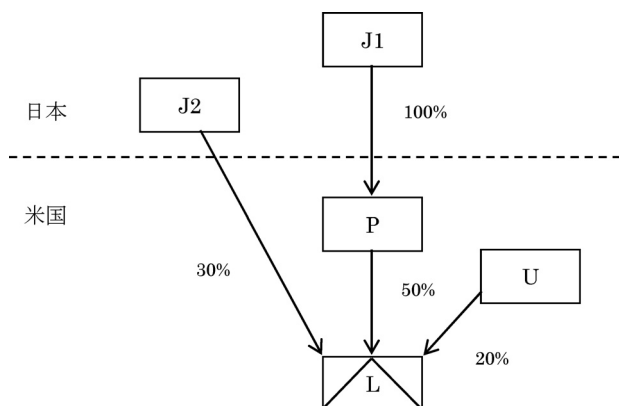
米国 LLC は、日本の租税法上は「外国法人」として取り扱われますが、米国連邦法人税法上は、構成員課税、つまりパス・スルー課税が選択できる事業体です。このような LLC が外国関係会社に該当する場合の租税負担割合の算定方法を検討します。今回は、米国 LLC が日本からみて「法人」として取り扱われるか否かの検討は行いません。ここは、所与として話を進めます。

米国では、いわゆるチェック・ザ・ボックス・ルールに基づき、LLC 自体が法人課税を受けるか(法人課税)、あるいは、LLC の各構成員(持分を保有する者)が LLC から配分された所得について各々の所得として課税を受けるか(構成員課税)、を選択することが認められています。この事例では、当該 LLC が、米国で構成員課税を選択しているという想定です。つまり、LLC 自体は米国に対する法人税の納税義務を一切負わず、その持分を保有する構成員が LLC から配分される所得金額について各々法人税を納付するということになります。このような、ケースにおいて、当該 LLC の租税負担割合の算定方法を検討します。

以下、事例を見ていきます。

【事例】

内国法人 J1 社は米国法人 P 社の発行済株式総数の100%を保有しています。P 社は米国 LLC (以下、L 社といいます) の50%持分を保有しています。図では、真ん中の J1→P→L とつながっているラインです。また、内国法人 J2 社は L 社の30%持分を直接保有しています。図では、左側の J2 と L が直接つながっているラインです。なお、残りの20%持分は第三者である米国法人(U 社)が保有しています。



米国連邦法人税法上、L社は構成員課税（パス・スルー課税）を選択しています。

よって、L社の稼得した所得のうち、P社に配分される部分（50%部分）の金額について、P社は連邦法人税を納税しなければなりません。真ん中のラインです。もちろんP社は配分される所得以外にも自分が稼いだ所得があり、この所得と分配所得を合わせて納税することになります。

また、J2社は、L社から配分される部分（30%部分）の金額について、連邦法人税を納税する必要があります。これは左側のラインです。連邦法人税率は35%です。

事例では、L社の稼得所得は100ですが、構成員の持分比率に基づいて、P社に50、J2社に30が配分されます。また、P社には自ら稼得した所得が100あります。

L社は直接間接に日本法人たるJ1社、J2社に80%保有されているので、外国子会社合算税制上の外国関係会社に該当します。よって、L社の租税負担割合を算定する必要があります。加えて、P社はLLCではありませんが、P社もJ1社の100%子会社（外国関係会社）であるので、P社の租税負担割合の計算方法も検討します。

【検討と結論】

我が国の法令上、外国子会社合算税制上の租税負担割合は、法人別に個社単位で計算することになっています。ここでは、法人は自己が稼得した所得について納税義務を負い計算された納税額を課税当局に対して納付する、という前提が所与のものとして考えられています。

したがって、日本の租税法上、LLCを「法人」として取り扱うのであれば、LLC自体に租税が課されていない（つまり、租税を負担していない）ことをもって、LLCは租税負担割合がゼロ（つまり、20%以下）である特定外国子会社等に該当するのではないか、という議論

もあり得ます。しかしながら、通常は、LLCの各構成員が負担する租税はLLCから各構成員に分配された所得に米国連邦法人税率（35%）を乗じて算出されるのですから、一般的には、LLCの稼得した所得全体に対しては20%超の税率で租税が課せられている状態であると考えるのが合理的であると考えます。

LLC自体が納税義務を負っていないという一点をもって、LLCを特定外国子会社等として一律に取り扱うのは、外国子会社合算税制の立法趣旨から考えても無理があります。法人税の税率が35%の米国において、LLCを事業体として選択してビジネスを行う際に、租税回避行為の意図など通常は考えられないと思います。

LLC以外の法人構成員がLLCの稼得した所得に対する租税を負担・納付することになっていたとしても、そのようにして納付された租税の額をLLCが負担した租税として擬制してLLCの租税負担割合を算定することは合理的であると考えます。

以下、租税負担割合の算定方法を検討します。

まず、J1社の外国関係会社としてのL社及びP社の租税負担割合の算定方法を検討します。図のJ1→P→Lと流れるところです。

P社もL社も米国の事業体です。P社はL社から配分された所得50と自らが稼得した所得100の合計150について連邦法人税を支払う必要があります。L社は構成員に配分した所得について、連邦法人税を支払う必要はありません。なぜなら、L社は構成員課税を選択しているからです。

この状況における、課税上の取扱い、あたかも、P社がL社の50%持分を部分的に米国内で連結納税している（つまり、L社からの分配所得50をP社米国法人税申告上の所得の一部として取り込んでいる）かのようです。つまり、「P社はL社の50%部分の所得を取り込んだ連結納税をしている」と擬制することが可能でしょう。よって、先ほど検討した米国連結納税制

度における租税負担割合の算定方法と同様に、各社が稼得した単体所得を所得の金額（分母）とし、各社がその単体所得について米国法人税法上単体として法人税申告をしたと仮定したときに計算される法人税額を租税の額（分子）として、算定する方法が合理的であると考えます。

L社の租税負担割合を算定する場合の単体の所得の金額（分母）としては、L社の「全体所得100」とP社に配分される「50%部分の所得50」のいずれを用いるのか、という論点があります。この点、P社とL社の間で部分的な連結納税が行われているという擬制を行っているので、他の構成員に分配された所得（つまり、P社に部分連結されなかった所得）までも含めてL社の租税負担割合を計算することが妥当であるとは考えられません。よって、P社に分配される所得50をL社の租税負担割合の所得（分母）として用いることとします。

連結納税の考え方と同じように、単体所得に法人税率を乗じて、対応する租税の額を仮定計算します。つまり、L社については、所得50に35%を乗じて租税負担額17.5を算定します。最終的に、L社の租税負担割合は35%（ $17.5 / 50$ ）となります。

次に、P社の租税負担割合について検討してみよう。

P社の租税負担割合を算定する場合の単体の所得の金額（分母）としては、P社自らが稼得した100のみを用いることに問題はないと考えます。前述した米国連結納税制度における租税負担割合の算定においても、連結親法人が他の法人で生じた所得（ここでは、L社から配分された所得ということになります）までも含めることは行っていません。

P社については、自らが稼得した所得100のみに35%の法人税率を乗じて租税負担額35を計算します。最終的に、租税負担割合は35%（ $35 / 100$ ）となります。

結果として、J1社の外国関係会社P社およ

びL社は、いずれもJ1社の特定外国子会社等に該当しません。

次に、J2社の外国関係会社としてのL社の租税負担割合を計算します。

図をよく見てください。L社はJ1社の外国関係会社であると同時に、J2社の外国関係会社でもあるのです。J2社から見たL社の租税負担割合は、どのように算定したらいいのでしょうか？

図を見てください。J2社とL社の間には点線で示された日米をまたぐ国境があります。L社の構成員たるJ2社は内国法人（日本法人）であるので、このケースにおいては、米国内（つまり同一国内）で部分的な連結納税がなされていると擬制することはできません。J2社は国内法人なので、L社からの分配所得以外にも多くの国内源泉の所得を有しているでしょう。そのような所得が米国の課税に服するということは、通常はあまり考えられません。よって、さきほど採用した「米国内の部分的な連結納税」を擬制するような租税負担割合の計算方法を単純に適用することはできません。

例えば、J2社にL社から配分された所得30に連邦法人税率35%を乗じて、L社の負担税額（つまり、租税負担割合を算定する上での分子）を算定する方法を採用したとします。この場合、米国以外の構成員（つまり、J2社）がL社から配分された所得に関して米国法人税の課税を免れているような場合にも、計算上の租税負担額が計算されてしまうという問題が生じるかもしれません。

このケースでは、租税負担割合算定の所得（分母）と租税負担額（分子）として何を用いるべきでしょうか？租税負担額としては、仮定計算を行わないのであれば、構成員が実際に納税した米国法人税額を用いざるをえません。また、J2社以外の他の構成員の米国法人税負担額の情報を入手することは事実上不可能である

ことを勘案すると、ここで用いる実際の租税負担額としてはJ2社が米国で実際に納税した連邦法人税額を用いることが現実的です。なお、この場合には、対応する所得の金額（分母）についてもJ2社に配分された所得のみを用いることになるでしょう。

このようにL社の稼得した所得のうち、J2社に配分された所得（分母）と、J2社が実際に納付した米国法人税額（分子）に基づいてL社の租税負担割合を算定する方法が合理的であり、かつ、現実的な対応であると考えられます。

事例では、J2社は、L社から配分された所得30に対して、実際に10.5（つまり、 $30 \times 35\%$ ）の連邦法人税を納税しています。租税負担割合は35%（ $10.5/30$ ）となり、L社はJ2社の特定外国子会社に該当しません。

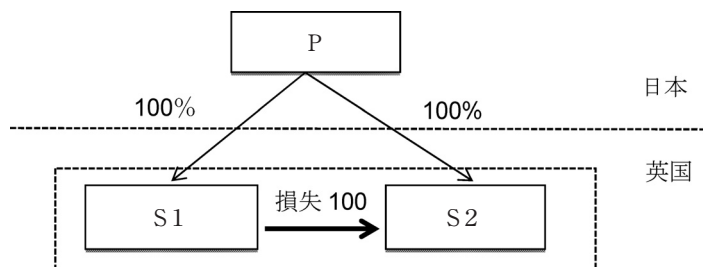
2. 英国

グループリリーフ

英国グループリリーフを適用している場合における租税負担割合の算定方法についてご説明させていただきます。

【事例】

内国法人P1社は英国法人S1社とS2社の発行済株式総数の100%を保有しています。英国税制上のグループリリーフ制度（以下「グループリリーフ」という。）を適用し、英国法人S1社で生じた損失をS2社に移転し、S2社で生じた所得と相殺することとしている事例になります。具体的には、S1社で生じた損失100をS2社にグループリリーフにより移転し、その移転を受けたS2社は個別所得200とその移



グループリリーフ上の適格グループ

<前提>

S1社個別損失	▲100
S2社個別所得	200

<S2社課税所得・税額計算>

S2社個別所得	200
S1社からの移転損失 (グループリリーフによる)	▲100
S2社課税所得	100
英国税額 (21%)	21

転を受けた損失100を相殺してネットの課税所得100に対する英国法人税21を支払うという事例になっております。

ここで、グループリリーフとは、一定の要件を満たす適格グループ法人間（75%以上の資本関係のあるグループ）において、損失を計上している法人から所得を計上している法人に対して、当年度における損失の移転を認める制度となっており、英国グループ内における課税所得及び損失を通算するいわゆる連結納税制度に類似した制度とされています。

【論点】

本事例におきましては、このようなグループリリーフによってS2社がS1社から移転を受けて所得から控除した損失が、S2社の外国子会社合算税制における租税負担割合の計算上、非課税所得に該当するかどうか問題となります。

【検討】

＜グループリリーフにより損失の移転を受けたS2社の租税負担割合＞

まず、グループリリーフにより損失の移転を受けたS2社の租税負担割合からみていきます。

S2社：分母の所得の金額

外国子会社合算税制の租税負担割合を計算する場合における分母の金額（所得の金額）は、外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得

の金額につき、その本店所在地国の外国法人税に関する法令の規定により計算した所得の金額に、いわゆる非課税所得の加算などの調整をした金額とされています。

グループリリーフを適用した場合のS2社の英国法人税申告書においては、S2社の課税所得の計算上、S1社から移転を受けた損失を控除した上で課税所得（Profits chargeable to corporation tax）を算定することとされています。したがって、「各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、その本店所在国の外国法人税に関する法令の規定により計算した所得の金額」は、グループリリーフ控除後の課税所得の金額になると考えられます。本事例では100が分母の所得の金額となります。

次に、非課税所得があればこれを加算することになるわけですが、ここでグループリリーフによりS2社がS1社から移転を受けた損失が非課税所得に該当するか否かが問題となります。非課税所得とは、前述の「一 基本的考え方」で示されているとおり、外国関係会社において恒久的に課税されないものが該当することになりますが、その外国関係会社において恒久的に課税されないものであっても、他の者においてその外国法人税が（代替的に）課税されることとなっているものは非課税所得には該当しないものと取り扱って差し支えない、と考えられます。

S2社はグループリリーフによりS1社の損失の移転を受けると、その損失を控除することによって英国におけるS2社の法人税は減少することにはなりますが、その損失の移転をし

1 以下のものが例示されている。

- ① 外国関係会社の本店所在地国へ送金されない限り課税標準に含まれないこととされる国外源泉所得
- ② 租税特別措置法第65条の2の規定（取用換地等の場合の所得の特別控除）に類する制度により決算に基づく所得の金額から控除される特定の取引に係る特別控除額

たS1社においては、将来課税所得が生じた場合であっても、S2社に移転した損失を自社の損失として控除することはできません。これにより結果としてS2社で減少した法人税はS1において将来支払うことになります。つまり、グループリリーフによる損失の移転は、損失控除の時期を早めるのみであり、S1社及びS2社の両社でみた場合、当該移転された損失に相当する課税は将来生じ得ることになります。

また、グループリリーフによって移転された損失は、英国グループ内において生じた経済的損失であって、政策的観点から経済的損失がないにも関わらず損金として認められるようなものではないことから、租税特別措置法関係通達66の6-5において例示されるようなもの¹にも該当しません。

以上から、グループリリーフにより移転を受けた損失は、非課税所得に該当しないものと取り扱うことが適当であると考えられるところで

す。なお、外国子会社合算税制は軽課税国へ所得を移転することにより不当に我が国の法人税を回避することを防止するべく導入された制度であるところ、グループリリーフは我が国における連結納税制度に類似した制度であることから、我が国の法人税上、租税負担割合の判定においてグループリリーフの適用を積極的に非課税所得として認定して外国子会社合算税制を適用することは制度趣旨にも合致しないものと考えられます。

S2社：分子の租税の額

一方、租税負担割合を計算する場合の分子の金額（租税の額）は、原則として、S2社がその本店所在地国又は本店所在地国以外の国若しくは地域において課された外国法人税の額をいうこととされておりますので、実際に英国で支払った英国法人税の額（本事例では21）を分子とすることで疑義はないと考えられます。

＜グループリリーフにより損失を移転したS1社の租税負担割合＞

次にグループリリーフにより損失を移転したS1社の租税負担割合をみていきたいと思

S1社：分母の所得の金額

現行法上、租税負担割合を計算する場合の分母の金額がゼロ又はマイナスになる場合には、特定外国子会社に所得があれば適用されるであろう外国法人税に係る税率（通常、特定外国子会社が所在する国における法定税率）をもって租税負担割合とすることとされています。

本事例の場合、グループリリーフによって損失の移転をしたS1社は、その損失が生じた事業年度に係るS1社の英国法人税申告書において、S1社の当該事業年度の課税所得として損失を▲100として認識したうえで、グループリリーフの適用に基づき、同事業年度において当該損失▲100を即時にS2社に移転することになります。

ここで、S1社の租税負担割合を考えるに当たって、非課税所得を加算する前の金額である、「各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、その本店所在国の外国法人税に関する法令の規定により計算した所得の金額」とは、グループリリーフ適用前の当該事業年度の課税所得（損失）として算定された▲100を意味するのか、または、グループリリーフ適用後の損失が移転された後に残る課税所得（損失）（ここではゼロ）を意味するのか議論が生じます。この点、S1社が損失▲100を認識した事業年度に係るS2社の英国法人税申告書においてグループリリーフにより移転された損失は損金算入されることから、経済的実態の観点からグループリリーフ適用後の損失が移転された後に残る課税所得（損失）（ここではゼロ）と考えるのが合理的であると考えられるところです。また、S

1社の英国法人税申告書においても当該事業年度に生じた損失▲100を認識する一方で、グループリリーフ適用のための別表において当該損失▲100を将来年度における利用することを放棄する旨を宣言することとなることから、S1社の当該事業年度に係る英国法人税申告書で課税所得（損失）ゼロとしての申告をしていると解することもでき、そして、このような整理は、外国子会社合算税制における租税負担割合が特定外国子会社の単体ベースの課税所得（損失）を基礎に判定するという整理とも整合的なものであると考えられるところです。

このように解することによって、他に分母の金額に合算すべき非課税所得がなければ、分母の金額はゼロとなり、その結果、当該事業年度におけるS1社の租税負担割合は、英国の法定税率（現行21%）になります。

他方、S1社に分母に加算すべき非課税所得（例えば、非課税のキャピタルゲイン）があるような場合には注意を要します。仮に、少しでも非課税所得がある場合には、当該非課税所得が租税負担割合計算上分母に加算される結果、分母の所得の金額はプラスとなってしまいます。S1社の当該事業年度の英国法人税法上課税されるべき課税所得はマイナス（又はゼロ）であり、英国法人税は生じないことから、英国以外の地域で課された外国法人税の額が存在しない限り、租税負担割合はゼロ%ということになってしまいます。その結果、他に損益がないことを前提とすれば、当該非課税所得の全額が適用対象金額となり合算課税される結果となります。

S1社：分子の租税の額

租税負担割合を計算する場合の分子の金額（租税の額）は、S1社がその本店所在地国又は本店所在地国以外の国若しくは地域において課された外国法人税の額をいいます。ただし、

分母の所得の金額がゼロ又はマイナスになる場合には英国の法定税率で判定されることとなるため、本事例では分子の租税の額は問題となりません。

ただし、S1社に少しでも非課税所得（例えば、非課税のキャピタルゲイン）がある場合には、英国以外の地域で課された外国法人税の額が存在しない限り、租税負担割合はゼロ%ということになることに留意が必要です。

【結論】

グループリリーフによってS2社がS1社から移転を受けて所得から控除した損失は、S2社の外国子会社合算税制における租税負担割合の計算上、非課税所得に該当しないものと取り扱うことが適当であると考えられます。

これにより、S2社の外国子会社合算税制上における租税負担割合は、グループリリーフにより移転を受けた損失を控除した後の課税所得（Profits chargeable to corporation tax）を分母とし、また、当該控除後の課税所得に対して実際に課された英国外国法人税（英国以外の国又は地域で課された外国法人税があればそれを合算した金額）を分子として計算することになります。この結果、本設例におけるS2社の租税負担割合は21%（ $=21/100$ ）となり、S2社は特定外国子会社に該当しないことになります。

他方、グループリリーフにより損失を移転したS1社における外国子会社合算税制の租税負担割合は、当該事業年度に係るS1社の損失からグループリリーフにより移転した損失を控除した後の課税所得（損失）が分母となることから、他に分母に合算すべき金額がなければ、分母の所得金額はゼロとなり、その結果、英国の法定税率（現行21%）となり、やはりS2社も特定外国子会社に該当しないことになります。

3. ドイツ

3-1 ドイツのオルガンシャフト

(Organschaft) を適用している事例

ドイツには、日本の連結納税制度に類似したものとして、オルガンシャフトという制度があります。ドイツのオルガンシャフトは、グループを1つの課税単位として納税するという点においては、日本の連結納税制度と類似していますが、税務上のみ損益を通算するのではなく、子会社の損益が法的に親会社に移転するという点において、日本の連結納税制度とは大きく異なります。このドイツのオルガンシャフトにおいて、子会社から親会社へ移転する損益を、外国子会社合算税制における租税負担割合の計算上、どう考えるべきかという点について、検討します。

【事例】

内国法人J社は、ドイツ法人P社の発行済株式総数の100%を保有しており、P社はドイツ法人S社の発行済株式総数の100%を保有しています。P社とS社は「損益移転契約」を締結し、ドイツのオルガンシャフトの適用を受けています。

オルガンシャフトの概要

まず、ドイツのオルガンシャフトの概要につ

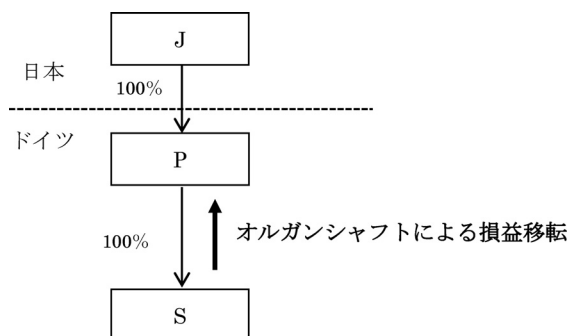
いて説明します。

① 概要

- ・ ドイツのオルガンシャフトは、日本の連結納税制度に類似した制度で、一定の要件を満たす場合には、オルガンシャフトに属する親子会社は1つの課税単位として取り扱われ、原則として親会社が納税義務を負います。
なお、納税が生じるか否かにかかわらず、子会社は申告書を提出する必要があります。
- ・ 詳細は後ほど説明しますが、オルガンシャフトにおいては、親会社と子会社は「損益移転契約」を締結することとされており、この損益移転契約に基づいて、子会社の損益は全て親会社に移転されます。その結果、子会社の決算においては、原則として損益が常にゼロとなります。
- ・ 一方、親会社側では、自らの損益に子会社の損益を合算するので、赤字と黒字が混在することになります。親会社に過去の欠損金がある場合には、相殺効果が生じます。なお、子会社において、オルガンシャフト開始以前に発生した欠損金は、税務上は相殺できません。
- ・ オルガンシャフトは、法人税のほか、営業収益税について適用可能です。

②オルガンシャフト適用の要件

次に、オルガンシャフトの適用のための主



な要件について、説明します。

(親会社)

- ・ 経営の中枢がドイツにあり、事業を営んでいること。
- ・ ドイツ国内の事業法人のほか、パートナーシップや、外国法人の恒久的施設もドイツの商業登記簿に登録されていれば、親会社となることができます。

(子会社)

- ・ 法人のみが子会社となることができ、パートナーシップは子会社となれません。
- (最低株式保有割合要件)
- ・ 親会社は、子会社の議決権の50%超を直接又は間接に保有する必要があります。

(損益移転契約)

- ・ 親会社と子会社は、子会社の営業の結果(利益・損失)が、無条件に親会社に帰属する旨の契約書(損益移転契約)を締結しなければなりません。損益移転契約は最低5年間有効に締結され、実際に履行されなければなりません。
- ・ 損益移転契約は、親会社及び子会社それぞれの株主総会(社員総会)にて最低4分の3の多数で同意され、更に商業登記されることにより効力が生じます。

③その他の特徴

- ・ オルガンシャフトへの加入は任意であり、「最低株式保有割合要件」を満たす子会社であっても、必ずしもオルガンシャフトへ加入する必要はありません。
- ・ オルガンシャフト制度のもとでは、オルガンシャフトに加入している法人間の内部取引の消去は行われません。
- ・ 親子会社間での損益の移転は、現金で精算するか、又は未収金・未払金勘定で処理されることになります。

なお、オルガンシャフト適用の要件のところで説明したとおり、50%超の資本関係があれば

オルガンシャフトの適用が可能です。が、実務上は子会社に少数株主が存在する場合にオルガンシャフトに含めることは稀であり、ここでは、少数株主が存在しない、100%子会社の場合のみを検討の対象としています。

【論点】

ドイツのオルガンシャフトによって子会社S社から親会社P社に移転した損益は、外国子会社合算税制における租税負担割合の計算上、どのように取り扱われることになるかについて、検討します。

【検討】

ドイツにおいてオルガンシャフトを適用している場合に、子会社から親会社に移転する利益の金額を子会社の非課税所得としたり、親会社が子会社からの移転を受けた損失を親会社の非課税所得として、租税負担割合を算定すべきではないかという疑問が生じます。

この点、オルガンシャフトは、会社法上有効な契約に基づいて、子会社から親会社に対して損益が移転するものであり、この点が、日本や米国等の連結納税制度や、英国のグループリーフ等と大きく異なります。オルガンシャフトにおいては法的に損益が移転することから、損益移転後の結果をもって、子会社及び親会社それぞれの(決算上の)損益と考えるのが適当と考えられます。したがって、外国子会社合算税制の租税負担割合の計算における分母の金額において、S社がP社へ移転した利益の金額をS社において非課税所得とする必要はなく、また、P社においてもS社から移転を受けた損失を非課税所得とする必要もないと考えられます。

子会社S社は、オルガンシャフトによって

その損益の全てがP社に移転するため、仮に子会社S社に税務上非課税所得とされるべき損益が生じていたとしても、これも含めてP社に移転していると考えるのが合理的です。そうすると、S社の所得は常にゼロとなりますので、S社の租税負担割合は、その主たる事業に係る収入金額から所得が生じたものとした場合に適用されるドイツの法人税率により判定することになります。

他方、親会社であるP社は、上記のS社の取扱いと対称的に、オルガンシャフトによって移転を受けたS社の損益が所得の金額に反映するとともに、移転を受けた損益に係る非課税所得があれば、これをP社の租税負担割合の分母の金額に加算し、租税負担割合が20%以下となるか否かを判定することになると考えられます。

4. オランダ

引き続きまして、オランダ法人が現物分配を行った事例につき、解説させていただきます。

4-1 オランダ法人が現物分配を行った事例

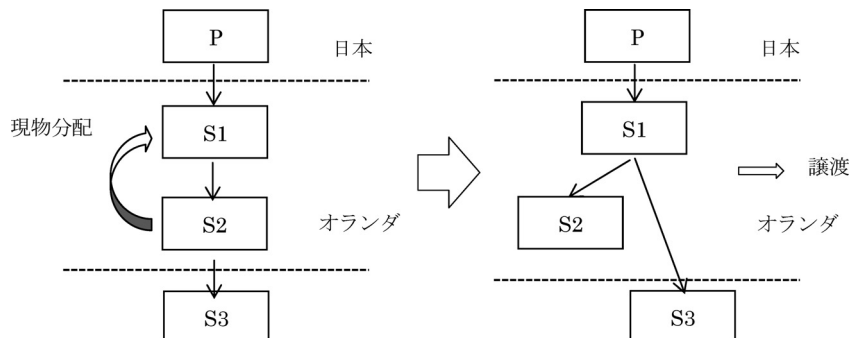
【事例】

事例として、現物分配法人の分配受け取り先が、オランダ法人である場合と、オランダ法人以外である場合の二つの事例について、採り上げたいと思います。

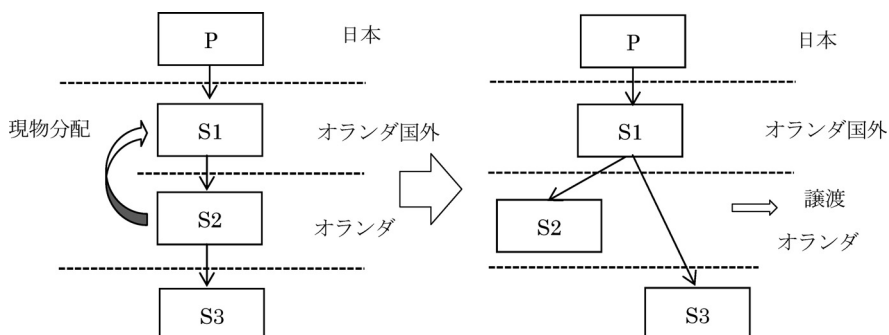
まず、オランダ国内での現物分配のケースです。

- 1) 内国法人P社が発行済株式総数の100%を保有するS1社（ケース1ではオランダ国内法人、ケース2ではオランダ国外法人）が、その発行済株式総数の100%を保

<ケース1> オランダ国内での現物分配のケース



<ケース2> オランダ国外への現物分配のケース



有するオランダ国内法人S2社から、その発行済株式総数の100%を保有するS3社株式を現物分配資産とする現物分配を受けた。S3社は現物分配時点において含み益（以下「S3社株式含み益」という）がある。

- 2) オランダ税法上、現物分配について、S2社はS3社株式を時価譲渡することとされるが、一定の要件を満たす場合、S3社株式の含み益相当額の譲渡益については課税されない。

【論点】

ここにおける論点は、S1社がオランダ国内法人である場合と、オランダ国外法人である場合のそれぞれのケースにおいて、結果としてオランダで課税されないこととなるS3社株式に係る含み益について、S2社に係る外国子会社合算税制上の租税負担割合の計算において、非課税所得として取扱うべきか、という点となります。

【結論】

まず、結論を先に申し上げますと、ケース1及びケース2のいずれにおいても、S3社株式含み益は、非課税所得に該当すると考えます。

【検討】

それでは、個別の検討に移らせて頂きますが、まず、最初に外国子会社合算税制の租税負担割合を計算する場合の、分母の金額（所得の金額）に加算すべき非課税所得についての考え方について確認させて頂きます。これは資料の一の「基本的考え方」で示させて頂きましたように、「外国関係会社において恒久的に課税されない所得の金額が該当すると考えるのが適当であり、ただし、その外国関係会社において、恒

久的に課税されないものであっても、他の者においてその外国法人税が（代替的に）課税されることとなっているものは、非課税所得には該当しないものと取り扱って差し支えない」という考えが妥当であるものと考えます。本事例につきましても、この考え方を基礎として検討を進めたいと思います。

まず、ケース1となります。

S2社がS3社株式を現物分配資産としてS1社に現物分配する場合において、オランダ税法上、時価譲渡として取扱われますが、S3社株式の譲渡益相当額に対する課税は、一定要件を満たす場合において、いわゆる Participation exemption rules の適用により非課税となります。また、その場合、S1社はS3社株式を時価で受け入れることとなります。結果、将来においてS1社がS3社株式を外部の第三者に譲渡した場合には、当該S3社株式はステップアップされていることから、現物分配時における含み益については、オランダにおいて課税は恒久的に行われないこととなります。

したがって、本件現物分配に係るS3社株式含み益は、現物分配をしたS2社及びS1社などの他の者においても恒久的に課税されないことから、租税負担割合計算上の非課税所得として取り扱うことが妥当であると考えます。

なお、このような資本構成の場合、S1社及びS2社は連結納税を採用していることが多いようです。本ケースとは異なり、連結納税を採用している場合においては移転資産であるS3社株式の譲渡について連結グループを一体として考え、譲渡は無かったものとしてS3社株式に係る簿価が現物分配後も継続されるようです。このような場合には、オランダ国内で課税が繰り延べられているに過ぎず、恒久的な非課税には該当しないと考えられるため、租税負担割合計算上の非課税所得としては取り扱わないことが妥当であると考えます。

次にケース２に移りたいと思います。

＜ケース２＞

S2社がS3社株式を現物分配資産としてS1社に現物分配する場合においても、オランダ税法上、時価譲渡として取扱われるものの、S3社株式の譲渡益相当額に対する課税は同じく一定要件を満たす場合に Participation Exemption rules により行われないこととなります。結果、S3社株式含み益は、その受け取り法人

側の取り扱いに関係なく、国境を越えることとなり、オランダでの課税権は及ばないこととなります。

したがって、本件現物分配に係るS3社株式含み益は、現物分配をしたS2社及びS1社などの他の者において、オランダにおいて恒久的に課税されないことから、租税負担割合の計算上、非課税所得として取り扱うことが妥当と考えます。

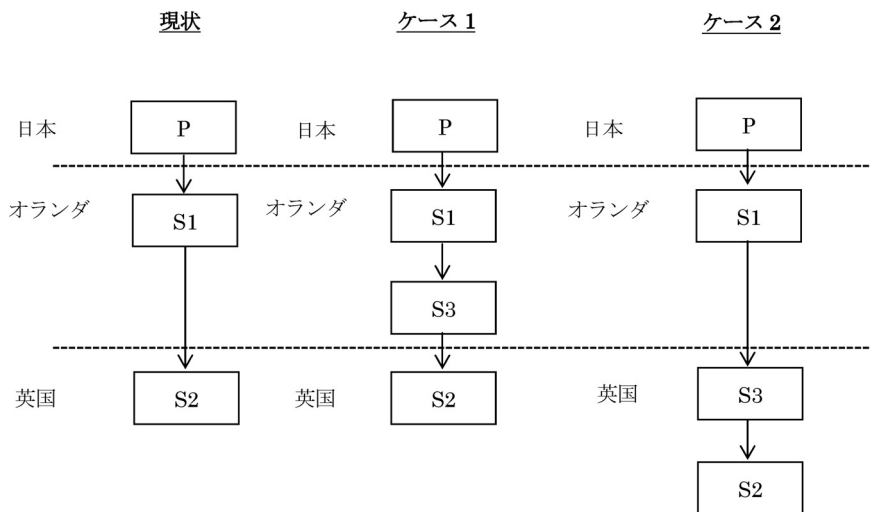
4-2 オランダ法人が現物出資を行った事例

【事例】

現物分配の事例に引き続きまして、次はオランダ法人が現物出資を行う場合の事例について解説させていただきます。まずは、「事例」をご覧ください。

ケース 1 はオランダ国内に中間持株会社 S3 を設立するケースで、ケース 2 は英国に中間持株会社 S3 を設立するケースとご理解ください。

- 1) 内国法人 P 社が発行済株式総数の100%を保有するオランダ法人 S1 社が、その発行済株式総数の100%を保有する英国法人 S2 社の株式（現物出資時点において含み益（以下「S2 株式含み益」という。）がある。）を出資財産として現物出資を行い、100%子会社 S3 社を設立しました。
- 2) オランダ税制では、一定の要件を満たす場合、share for share merger 規定を適用することが認められている。この制度は、株式の現物出資時点では課税を行わず、いわゆる簿価引継ぎにより課税繰延べを認めるものとなっています。S1 社は、当該規定の適用を受け、現物出資時点の S2 社株式の含み益相当額について現物出資時点で課税を行わず、現物出資により取得した S3 株式の帳簿価額に S2 株式の帳簿価額を付しています。これにより、いわゆる簿価引継ぎによる課税繰延が行われ、S1 が取得した S3 株式簿価には S1 が現物出資した S2 株式簿価が引き継がれています。



【論点】

ここでの論点としましては、S3社がオランダ国内法人である場合（ケース1）と、S3社が英国法人である場合（ケース2）のそれぞれにおいて、オランダで課税されないS2株式含み益は、S1社の外国子会社合算税制における租税負担割合の計算上、非課税所得に該当するかというものです。

【結論】

まず、結論としましては、ケース1及びケース2のいずれにおいても、オランダにおいて簿価引継ぎが行われる限り、S2株式含み益は、非課税所得に該当しないと考えると考えております。

【検討】

具体的な検討に移ります。まず、の1)「租税負担割合における非課税所得の考え方」ですが、前述の「一 基本的考え方」で示されているとおり、分母の金額に加算すべき非課税所得とは、「外国関係会社において恒久的に課税されないものが該当するのであるが、その外国関係会社において恒久的に課税されないものであっても、他の者においてその外国法人税が（代替的に）課税されることとなっているものは非課税所得には該当しないものと取り扱って差し支えない」ということになります。

この考え方に従って、本事例におけるオランダでの課税関係と非課税所得の該当性を整理しますと次のようになります。

オランダ法人がEU居住法人（現物出資対象法人）の株式を他のEU居住法人（被現物出資法人）に対して現物出資する場合において、“share for share merger”の要件を満たす場合、

いわゆる簿価引継ぎの適用を選択することが認められています。その要件とは次の三つになります。

- ①被現物出資法人が現物出資対象法人の議決権の50%超を取得すること
- ②現物出資対価のうち、被現物出資法人株式以外のものの額が10%以下であること
- ③当該現物出資の主たる目的（又は主たる目的の一つが）税の回避又は遁脱でないこと

このような簿価引継ぎをした場合、S2株式含み益について、オランダ税法は課税を繰り延べているに過ぎないことになり、例えば、将来S1社がS3社株式を外部の第三者に譲渡したときにおいて、S3株式の譲渡による所得について原則としてオランダでは課税が行われることとなるわけです。

そうしますと、本件現物出資によるS2株式含み益は、上記1)「租税負担割合における非課税所得の考え方」で確認した非課税所得に該当しないと考えられます。

なお、オランダにはいわゆる資本参加免税制度があることから、S3株式を将来外部の第三者に譲渡した場合についても、その譲渡にかかる所得はオランダで課税されないのだから、実質的に恒久的に課税されないこととなるのではないかという疑問も考えられるところです。しかし、資本参加免税制度は一定の要件を満たすことが必要とされておりますので、本件現物出資の時点では、将来において被現物出資法人S3の株式をS1社が譲渡する際に資本参加免税の要件を満たさない可能性もあり、本件現物出資時点では、「一 基本的考え方」(3)「判定基準」4)に記載があるとおり、外国関係会社の本店所在地国（本件ではオランダ）の外国法人税の課税が担保されていると考えられます。

また、仮に本件現物出資において非課税所得に該当するものと取り扱う場合、将来本件現物

出資における現物出資法人 S1 社が中間持株会社 S3 株式について将来外部へ譲渡して、その外部への譲渡時に資本参加免税の適用を受けるものとする、英国法人 S2 株式含み益に相当する額に対して、本件現物出資及び将来の外部への譲渡の 2 回にわたって S1 社において非課税所得が生じることになってしまうため、酷に

過ぎるとのではないかという問題点も指摘しうるところです。

従って、本事例における非課税所得の判定においては、簿価引継が行われている限り、資本参加免税制度の適用を考慮する必要はないものと考えております。

5. オーストラリア

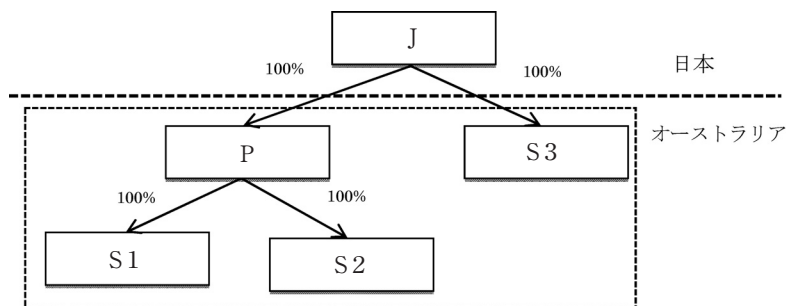
連結納税

それでは、最後の事例としてオーストラリアの連結納税について解説させて頂きたいと思います。以下の事例をご参照ください。

【事例】

内国法人J社は、オーストラリア法人P社の発行済株式総数の100%を保有しています。P社はオーストラリア法人S1社とS2社のそ

れぞれの発行済株式総数の100%を保有しています。また、J社は、オーストラリア法人S3社の発行済株式総数の100%を保有している。これらの法人は、P社を連結親法人と、S1社、S2社及びS3社を連結子法人とする連結納税を適用しています。オーストラリア連結納税制度では、S3社のように、連結親法人P社の100%子会社ではないオーストラリア法人であっても、P社と間接的に100%の資本関係にある会社であれば、納税者の選択により、P社の下での連結納税に加入することが認められています。



<前提>

P 社個別所得	300
S1 社個別所得	200
S2 社個別損失	▲200
S3 社個別損失	▲100
オーストラリア法人税率	30%

<連結課税所得・税額計算>

P 社個別所得	300
S1 社個別所得	200
S2 社個別損失	▲200
S3 社個別損失	▲100
連結課税所得	200
連結税額 (30%)	60

【論点】

ここで、オーストラリア連結納税制度を適用しているP社、S1社、S2社及びS3社について、外国子会社合算税制の租税負担割合をどのように計算するかが問題となります。

【検討と結論】

まず、連結納税制度における租税負担割合の

考え方ではありますが、総論にて検討させて頂きましたように、我が国の外国子会社合算税制における租税負担割合の算定は外国関係会社ごとに行うとされていますので、連結納税を適用している法人については、各連結法人ごとに単体納税をしたと仮定した場合に計算される単体所得とその単体所得に対する単体法人税を計算し、これによって各社の租税負担割合を計算する方法が合理的であろうと考えられます。

ここで、オーストラリア連結納税制度におい

ては、二つのアプローチにより連結納税グループ全体の課税所得計算を行うことが認められているようです。

一つ目のアプローチは、企業会計上の連結財務諸表を基に、まず、オーストラリアの連結納税グループに含まれないグループ会社の単体財務数値とそれらの会社に係る連結調整仕訳を除外することにより、連結納税グループ全体の財務数値を求めた上で、次に、所要の税務調整を加えて連結納税グループ全体の課税所得を計算する方法になります。ただし、このアプローチは概念的には考えられるものの、実務的にはほとんど利用されていないと理解しております。

二つ目のアプローチは、まず、各連結法人ごとの財務諸表を基に、所要の税務調整を加えることにより各法人単体ベースの課税所得を計算し、それを合算した上で所要の連結調整を反映させて連結納税グループ全体の課税所得を計算する方法になります。このアプローチは、我が国や米国の連結納税制度における課税所得の計算方法に類似した方法であり、実務上は、当該アプローチにより連結納税グループ全体の課税所得を計算していることがほとんどと理解しております。この場合、我が国の各連結法人に係る個別帰属額の届出書のような申告書に準じた公式の書類は存在しないものの、通常、将来の

税務調査に備えて、ワークペーパーとして各連結法人は単体ベースの課税所得の計算過程とその結果を保管しているようです。

以上より、オーストラリアの連結納税制度は我が国の連結納税制度に類似した制度であること、また、先ほどの二つ目のアプローチによる連結納税計算が一般的であることから、連結法人ごとに、単体納税をしたと仮定した場合に計算される単体所得とそれに対応する単体法人税を計算し、これによって各連結法人の租税負担割合を計算することがオーストラリア税務実務的にも可能であり合理的な方法であると考えられます。

先程の事例に基づきますと、P社及びS1社の租税負担割合は、30%（P社： $90/300=30\%$ 、S1社： $60/200=30\%$ ）となりますので、いずれも外国子会社合算税制における特定外国子会社には該当しないことになります。また、S2社及びS3社は、欠損であることから、租税負担割合計算上の分母の金額はマイナスとなります。租税負担割合の計算上、分母の金額がマイナスとなる場合には、オーストラリアの法定税率30%が租税負担割合とされることから、S2社及びS3社も外国子会社合算税制における特定外国子会社に該当しないことになります。

外国子会社合算税制（タックス・ヘイブン対策税制） における課税上の取扱いについて

平成26年9月3日印刷

平成26年9月10日発行

発行所 公益社団法人 日本租税研究協会

東京都千代田区大手町二丁目6番2号

日本ビル5階552区

TEL 03-3281-2719

FAX 03-3281-6073

印刷所 第一資料印刷株式会社

TEL 03-3267-8211



ISBN978-4-930964-56-4 ￥1,000E

本体1,000円 (税別)